

第2回 恵庭市公園のあり方等検討委員会 議事次第

日時 令和6年1月30日(火) 13:30~15:30

場所 恵庭市役所 第2庁舎 2階 大会議室・中会議室

I 開会

II 議事

1. 第1回委員会の概要

2. 試行・調査の実施について

(1) 試行・調査の目的

(2) 試行・調査の実施項目

①共通 (P15~18)

①-1 公園カテの作成、①-2 公園の変化を通報するシステムの試行

②公園利用者ニーズ (P19~23)

②-1 公園ごとの人口動態・推計調査、②-2 公園ごとの周辺環境調査、

②-3 モデル公園における利用ルール緩和の試行

③管理運営の担い手拡大 (P24~27)

③-1 市域住民が主体となる組織の活動の現状調査、③-2 公園管理器具貸出制度創設の検討、③-3 サウンディング型市場調査の実施、③-4 企業と地域のマッチング

④公園における安全・安心の確保 (P28~37)

④-1 地域と取組む公園樹管理の試行、④-2 アプリによる公園樹管理の試行、④-3 みどりのステーション制度、④-4 モデル公園におけるデザイン統一、④-5 SDGs やグリーンインフラへの対応

⑤公園トイレの役割の見直し (P38~46)

⑤-1 公園トイレの利用実態調査、⑤-2 公園トイレの改修効果調査、⑤-3 公園トイレの必要性に関するアンケート調査、⑤-4 一時避難所のトイレの必要性検証、⑤-5 ネーミングライツに関する調査

3. 恵庭市公園施設長寿命化計画(案)について

4. シンポジウムの開催について

5. 今後のスケジュールについて

6. 第3回委員会の審議事項

III その他

IV 閉会

【配布資料】

資料1 恵庭市公園のあり方等検討委員会(第1回)議事録

資料2 恵庭市公園のあり方等検討委員会(第2回)資料

資料3 恵庭市公園施設長寿命化計画(案) <概要版>

第1回 恵庭市公園のあり方等検討委員会 議事録

日時：令和5年11月28日（火）13:00～16:00

場所：恵庭市役所 第2庁舎 2階 大会議室・中会議室

<出席者>

1. 委員（敬称略）

椎野 亜紀夫：札幌市立大学 デザイン学部教授（デザイン学部長）

小磯 修二：北海道文教大学 地域創造研究センター長 ※途中退席

富永 一夫：一般財団法人 地域活性化センター フェロー

黒崎 暁子：樹木医（苫小牧造園協同組合）

東庄 儀幸：恵庭市造園業組合（株式会社園建 取締役社長）<欠席>

北 林 優：恵庭市町内会連合会 会長

飯尾 真樹：公園指定管理者（恵庭まちづくり協同組合）

平 井 梓：NPO法人まちづくりスポット恵み野

2. オブザーバー（敬称略）

石川 啓貴：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園利用推進官（オンライン参加）

※途中退席

3. 事務局

原田 裕：恵庭市 市長

山下 宏治：恵庭市 建設部 部長

長屋 幸博：恵庭市 建設部 次長

大林 恒：恵庭市 建設部 公園緑地課 課長

川 副 透：恵庭市 建設部 公園緑地課 主査

今野 哲太：恵庭市 建設部 公園緑地課 主任

4. 傍聴者

4名

議事要旨

1. 開会

< 恵庭市公園のあり方等検討委員会の設置について >

- 恵庭市公園のあり方等検討委員会設置要綱に基づき本委員会を設置
- 本委員会は、恵庭市情報公開条例第23条および同条例施行規則第14条の規定により公開で開催
- 本日の委員会は、委員8名中7名が出席（2分の1以上が出席）、恵庭市公園のあり方等検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により成立

2. 委嘱状の交付

- 原田 裕 恵庭市長より委嘱状交付

3. 市長挨拶

- 恵庭市の公園事業については、住民の高齢化、子どもの減少、公園施設の老朽化が著しく更新が追いついていないなどの状況にあります。
- 公園のあり方というものを今後どのようにしていくべきか、貴重なご意見をいただければと考えています。
- 令和2年に花の拠点「はなふる」という花をテーマにした公園を開設、非常に多くの市民の皆様や市外からもお越しいただいて大変感謝をしている。
- 花の拠点「はなふる」のような新しい公園は、これからどのように活用していくかということで、大変ありがたいことではあるが、一方、街区公園を含めた旧来の公園は、周辺の高齢化によって、遊具というものが必要なのか、あるいはそれに代わる何か施設が必要なのか、そういったことも含めて恵庭市の公園全般にわたってご審議、ご意見をいただいて、今後の公園行政の方向性を見出していきたいと思っておりますので、皆様方の貴重なご意見を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

4. 委員・オブザーバー紹介

5. 事務局職員自己紹介

6. 委員長、副委員長の選出

- 本委員会は、恵庭市附属機関設置条例に基づく附属機関として設置
- 本委員会の組織および運営に関するの必要事項は、本日の資料2「恵庭市公園のあり方等検討委員会設置要綱」に規定
- 委員の互選により、委員長および副委員長を下記のとおり決定
委員長・・・札幌市立大学 椎野 亜紀夫 様
副委員長・・・北海道文教大学 小磯 修二 様

7. 議事

<委員会設立の目的>

高齢化の進展や人口減少、公園施設の老朽化に更新が追いつけていない現状などを踏まえ、今後の公園のあり方等について焦点をあて、取り組みの方向性を取りまとめることを目的として設置された委員会である

(1) 恵庭市の現状と課題

【事務局（恵庭市）】

<恵庭市の現状と課題について>

- 立地：新千歳空港、苫小牧市に近い
 - ・全道全国各地への利便性の高い地域として発展
 - ・国道36号、高速道路、新千歳空港や苫小牧港も近い
- 面積：294.65 km²
- 人口：70,069名（令和5年3月地点）
- 市内区分：市域東側15%が農地、農地の西側5%が市街地
- 交通網：市街地を貫くように国道36号、JR千歳線が通っている
- 歴史：
 - ・明治10年山口県から集団入植（108名）
 - ・明治39年に恵庭村
 - ・大正15年に鉄道開通
 - ・1950年に警察予備隊（現自衛隊）の駐屯
 - ・その後、工業団地や恵み野住宅団地などの造成により、現在約7万人の人口
- 人口の増加要因と現象分析：人口は増加してきたが、2011年頃を境に出生者数が死亡者数を下回る自然減の形の人口減少が見え始めるが、転入が転出を上回る社会増の状態を継続することで人口が増えている。

<恵庭市の都市公園の概要>

- 市街地の約7割が区画整理や民間の開発行為により宅地造成されてきており、計画的に公園や緑地の整備が図られことにより、一定程度の公園等は確保されている。
- 令和2年に花の拠点「はなふる」という道と川の駅がオープン
 - ※令和4年度には、全国都市緑化北海道フェアのメイン会場として利用した。
- 都市公園については、公園数は一定数整備されてきましたが、地域により公園数が多い、少ないなどの偏りがある。（合計176施設を管理）

<公園の管理について>

- 管理形態：指定管理者制度を活用（平成20年度～）
 - ・指定管理期間は、第1・2期は3年、第3・4期は5年、令和5年度は第4期の最終年度である。
 - ・直近5年間の指定管理料は、概ね年間1億5,000万円の公費を支出している。

<公園行政について>

- 令和5年度は、約5億4,400万円の予算により公園の整備・管理運営を実施している。
- 公園管理事業費（2億1,181.6万円）
 - ・指定管理料が約1億5,000万円（約21%）を占める。
 - ・その他、街路樹や公園樹の維持管理費などに支出している。
- 公園施設長寿命化改修事業費（1億4,648.2万円）
 - ・恵庭市公園施設長寿命化計画に基づき、毎年、老朽化した公園遊具の更新を計画的に実施している。
 - ※毎年1回、専門家による法令点検を実施し、更新計画に反映している。
- バリアフリー特定施設整備事業（2,395.8万円）
 - ・恵庭市バリアフリー特定事業計画に基づいて、公園施設のバリアフリー化を推進している。
 - ・令和5年度の対象公園は、かつら公園（トイレ改修設計、測量調査）、恵み野南緑地（園路改修）、カリンバ自然公園（標識等の整備）を実施
- 公園灯柱の更新（2,786.3万円）
 - ・老朽化の進む公園灯の灯柱を計画的に更新
 - ・令和5年度は42基の灯柱更新を実施
- 街区公園の再整備事業（1億696.3万円）
 - ・令和3年12月に策定した恵庭市街区公園再整備計画（令和5年度～令和14年度）に基づく街区公園の再整備
 - ・令和4年度に改修設計に着手し、令和5年度より再整備工事に着手
 - ・令和5年度は、花の丘公園、ユカンボン公園、すみれ公園の再整備工事を実施
- 生活環境改善要望事業費（2,750.4万円）
 - ・毎年、町内会から寄せられる要望事項に対応するための事業
- 最近の取組（官民連携の推進）
 - ・ Park-PFI
 - ①花の拠点における宿泊施設等整備事業
（公募対象公園施設：宿泊施設、特定公園施設：集会所ほか）
 - ②花の拠点（はなふる）の魅力向上事業
（公募対象公園施設：飲食店、特定公園施設：飲食店ほか）
 - ③恵庭ふるさと公園官民連携型賑わい拠点創出事業
（公募対象公園施設：飲食店、特定公園施設：駐車場など）
 - ・公園灯のLED化事業
公園灯376灯、トイレ灯279灯のLED化をリース方式で実施
電気代の削減、CO2の排出削減に効果あり
 - ・恵み野中央公園の改修事業
供用開始から約40年が経過した総合公園(恵み野中央公園)の再整備に向けた議論に着手

(2) 恵庭市が抱える都市公園の課題

<<1.利用者ニーズの変化に対応した公園運営のあり方>>

①利用者ニーズの多様化への対応

<人口減少社会の到来>

▷人口の変化

恵庭市の社会増の取り組みは成果が出ているが、高齢人口も増えており、将来的に人口が減少と推計（恵庭市人口ビジョン2019）。地域により人口の増減に違いが見られる。

<土地利用の変化>

▷環境の変化

直近10年間を見ただけでも、宅地造成などに伴う公共・公益施設や民間施設の整備による居住人口や居住層の変化など、公園を取り巻く環境は変化している。

<ニーズの多様化>

▷住民の要望の変化

- ・公園内でバーベキューを楽しみたい→公園内火気禁止のため全面的に禁止
- ・公園内のボール遊びを禁止してほしい→条例上は禁止では無い。防球フェンスの設置は困難。
- ・公園内の自転車の走行→条例上、車両乗り入れ禁止なので自転車も禁止
- ・特定団体の定期的公園独占利用→許可手続き後の使用について周知方法を検討中

<課題>

- 少子高齢化や周辺環境の変化、利用者ニーズの多様化などに対応できず、全ての公園が画一的な基準により運営がなされていること。
- 利用者の地域の意向を勘案した利用調整が必要なこと。

<論点>

- 今後の都市公園の望ましい運営の方向性はどうあるべきか。
- 多様なニーズに対応するため、公園の柔軟なルールづくりの方向性はどうあるべきか。

<確認>

【椎野委員長】

- ▷令和5年度に再整備を実施する3公園、改修設計を実施する2公園の開設された年代は。
- ▷区画整理や民間の宅地造成で市街地の7割程度が整備されたとの説明だったが、古い時代に開発された地区と比較的新しく開発された地区がエリアごとに分かれているのか、それとも混在しているのか。
- ▷エリアごとに分かれている場合、再整備を実施する公園にエリアごとの偏りが生まれると思われるが、どのように考えているのか。

▷少子高齢化ということを考える中で、公園の再整備を進めて行くということは、再整備後の公園を利用するお子さんや高齢者が存在する、ニーズがあるという理解で良いか。

【事務局（恵庭市）】

▷街区公園の再整備計画は、令和3年12月に策定された恵庭市街区公園再整備計画に基づき実施。

・再整備する公園の条件

供用開始から30年以上経過している
公園施設（遊具）が老朽化してる
利用者が比較的多い

） などのフィルターをかけて設定
（年2公園ずつ再整備）

・令和5年度再整備の公園：花の丘公園、ユカンボシ公園、すみれ公園

※すみれ公園は他事業との連携により令和5年度再整備

▷令和5年度に再整備を実施する3公園、改修設計を実施する2公園は、いずれも供用開始から30年以上が経過している。

▷古い時代に開発された地区と比較的新しく開発された地区が混在している。

▷再整備を実施する公園については、上記基準に合致した公園としていることから、地域ごとの偏りが見られるが、偏りを許容して計画を決定している。

▷将来的には人口が減少に転じる推計だが、利用者数情報にKDDIのビッグデータを用いて将来予測をするなど、一定の公園利用者が存在することを確認している。

▷子どもたちが遊べる公園、高齢者がゆっくり過ごせる公園など、どのような再整備とするかは、町内会に意向を確認して再整備プランを決定している。

<質疑応答（①利用者ニーズの多様化への対応）>

【富永委員】

▷要望の多様化に対応するために、例えば61町内会・自治会を6グループに分けて、それぞれのエリアの中で公園一つ一つを多様に、目的別に入れて、この多様なニーズを集めることで、一つの枠の中に入れて解決策を考えないといけない。

▷社会のニーズや常識、変化に対応していけるよう、余白の部分を残し、未完成であり続ける、柔軟さも計画の中に入れていくと良いのでは。

▷ハード整備時は整備後5年、10年で見直す可能性があることも地元には伝えたいので整備しては。

【小磯副委員長】

▷恵庭の土地特性を踏まえた公園のあり方を独自の仕組みでしっかりと議論していくことが必要。

例) 地方創生の取り組みが進められている

自然減の中で社会増を実現している、札幌近郊である恵庭の特性

住みやすさが恵庭という都市の特徴

市街部がコンパクトに形成されている

周辺に自然の魅力がある

まちの中にも花も多い など

▷全国画一的な公園とは異なる、かなり思い切った提案もありでは。

【北林委員】

▷子ども、またその親も含めて安心して利用できる公園、理想としては親がいなくても遊べるような場になれば良いと思う。

▷現状、高齢者が夕涼みをするだけのような公園がたくさんある。

▷公園の中にいろんな要素を詰め込みすぎるのは難しいと思うので、富永委員からもお話があったように、大きな枠の中で目的別の公園があるのは良いと思う。

②管理運営の担い手の拡大

【事務局（恵庭市）】

<公園管理費用の増加>

▷公園樹に対する要望や苦情が増加、令和4年度から公園樹管理費用を増額して対応している。

▷突発的、大規模の修繕も増加傾向であり、全体的な公園管理費用の増加につながっている。

<地域活動の減少>

▷公園美化活動助成金という制度があり、公園の草刈りを実施していただいた町内会・自治会に助成金を支出している。

▷「助成金が安すぎる」という指摘もあり、令和6年度からこれまでの29円/m²から39円/m²に単価を改定する予定である。

▷参加町内会・自治会数の減少が続いており、主な要因は町内会・自治会の高齢化などによる人手不足であると聞いている。

<官民連携の推進>

▷設置管理制度の導入状況

民間事業者公園施設等を整備していただき、サービスを向上させていこうという制度。自動販売機の設置が主であるが、公園内に飲食店設置などの事例もある。

例) 富岩運河環水公園（富山県）、天王寺公園（大阪市）

▷公募設置管理制度（Park-PFI制度）の創設（平成29年度に法改正後）

- ・許可期間の延伸や建ぺい率の緩和など特例措置がインセンティブとして適用される。
- ・恵庭市は北海道で唯一、3例のPark-PFI活用実績あり。

<課題>

○地域住民の参画は、除草、花壇の管理など限定的なものになっている。

○地域住民を主体とした組織の高齢化により、活動への協力団体が減少傾向にある。

○地域住民と民間事業者が連携した運営のあり方などについて検討が必要である。

<論点>

- 地域住民が主体となる組織の活動の現状と促進の方策はどうあるべきか。
- 民間事業者のCSR活動やPark-PFI事業など地域と民間による運営の可能性はないのか。

<質疑応答（②管理運営の担い手の拡大）>

【黒崎委員】

▷北海道の樹木管理基準はざっくりしている。他県、地域では独自に管理基準が決まっており、お金は広範囲で大きくとり、管理しやすいように剪定基準や項目が少ない。お互いに金額も作業も相違もないように時間をかけて独自の基準を作られては。

【富永委員】

▷公園管理を町内会か指定管理者の2択にするのではなく、市民、民間企業の力も多用する。遊び、利用と管理とがミックスされたような意味での管理形態というものを生み出してみてもは。

例) 高木は専門業者、低木は地域の方。

ボランティアではなく、パート代くらいの賃金を出す

8時間労働ではなく、時間のパッチワークという考え方で1日4時間労働を目安に組む

地域の人が管理することで要望の聴き取りができるし、安全面も確保できる

委託先の福祉団体にユニフォームを着て作業してもらう

ワンワンパトロール隊になってもらうことでマナー違反の防止と安全面の確保

遊びを繋げて、外来種の生き物、植物の除去をイベント化 など

▷自治体は絶対にダメなラインを伝えるだけの関わりで良い。グレーゾーンを活かす。

▷指定管理者側は指定管理費用に付加価値を付ける分だけ競争力にもなるので、指定管理費を受けてからできる最大のクオリティを創意工夫で高めてやっていくと良い。

▷運営は財産管理とその行政財産である公園をいかに利用するかのみで、市民ができるところは市民が管理して、利用者にもなるシームレスな基準を推薦書として作りたい。

▷ルールづくりをしなくても、「じりつ」の「りつ」が律する方の「律」に自然と流されていく公園管理を目指しては。

【黒崎委員】

▷公園管理に使う道具（ゴミ袋等も）は、町内会長さんが管理するのではなく、自治体からの貸出しにしては。（公園管理に参加するハードルを下げる。）

▷公園管理の道具は、最新の機械に変えてみると扱いも管理も楽であり、女性も使える。

【富永委員】

▷ロボットや最新の機械を新しい思考で取り入れて、新しい管理水準書みたいのものを作っていくのも面白いと思う。見せる公園管理もあり。

例) HONDA の草刈りロボット、スウェーデンのハーベスターという機械 など

【飯尾委員】

▷楽しい感じで皆さんに見てもらえるような管理っていうのは、良い考えだなと思います。

【椎野委員長】

▷札幌の公園で開催された指定管理者が関わった親子でウッドチップをそりに載せて森の中に遊歩道をつくるイベント、一見ただの維持管理作業だが、子どもたちが大変楽しそうに取り組んでいたため、子どもが楽しめる公園管理の事例もある。Win-Winの関係で管理を考えてみるのもあり。

<<2、誰もが快適に過ごせる公園のあり方>>

③公園における安心・安全の確保

【事務局（恵庭市）】

<事故の発生>

▷公園樹に起因した事故が増加。恵庭市ではまだ事故は起きていないが、いつ起きてもおかしくないと認識している。

<公園施設の老朽化>

▷恵庭市内の都市公園（105公園）のうち、全体の77%（81公園）は、開設から30年以上経過している。

<苦情・要望の増加>

▷市内の公園樹の数や樹種・樹齢などを正確に把握できていないのが現状。

▷公園樹の管理水準が低く、民地越境、立ち枯れ、枯れ枝などが多く発生している。

▷公園樹に対する苦情・要望が多いため、令和4年度から公園樹適正管理推進事業という事業を立ち上げ、年間500万円をベースに指定管理業務とは別に公園樹管理を実施していることもあり、公園樹の管理費用が増加している。

▷公園樹の管理指針が無い。

▷公園内の注意喚起・案内サイン(看板)のデザインが、年代によりバラバラで統一感がないため、安心感が与えられていないのではという問題意識を持っている。

▷SDGsやグリーンインフラを意識した公園の取り組みについて、今後検討していかなければならないと考えている。

<樹木の管理（補足）>

▷危険木を発見した際は、可能な限りその日のうちに指定管理業務の中で対応する。即日対応が難しい時は、危険回避措置を講じた上で、できるだけ早いタイミングで対応している。

▷点検は指定管理業務の中で実施しており、市民などからの通報による現場対応件数も多い。

- ▷街路樹の点検は樹木に番号をつけるナンバリングを実施して管理しているが、公園樹に関してはナンバリングを実施できていない。
- ▷令和6年度から5年間の指定管理者選定に際し、指定管理業務の仕様書の中に総合公園のような大きな公園以外の近隣公園、地区公園、街区公園については、指定管理者がナンバリングを実施して、総量を把握したうえで管理するよう仕様書を見直している。
- ▷危険木等の指定管理者からの報告は、月1回行われる定例会議で受けている。(緊急以外)
- ▷街路樹に関しては令和元年度に「街路樹の再生指針」を策定し、定期的な剪定や特定樹種の更新などに取り組んでおり、令和5年度で5年目をむかえた。同様の取り組みを公園樹でも実施していきたいと考えており、管理指針のようなものをつくりたいと考えている。
- ▷恵庭市の特徴として、公園樹は指定管理、街路樹は包括管理と言う形をとっており、緑の管理は公園緑地課が一括で担当している。

<課題>

- 植栽の管理が不十分、安全面や防犯面などの問題が多く、管理指針などもない。
- サインなどのデザインが不統一、安心感を与えられていない。
- SDGsやグリーンインフラなど公園機能の変化への対応が求められている。

<論点>

- 都市公園の緑の役割を踏まえ、緑の管理の方向性はどうあるべきか。
- サインの統一による安心の提供やSDGs、グリーンインフラへの対応をどのようにすべきか。

<質疑応答（③公園における安心・安全の確保）>

【北林委員】

- ▷公園樹についても、街路樹と同じような管理を実現できるよう考えていく必要がある。

【黒崎委員】

- ▷危険木等の報告の基準みたいなのを明確に設ける必要がある。
- ▷恵庭市は公的機関ではじめて樹木の「内部診断装置※」を導入した樹木管理を試行したり、専門職員が居なくても対応していこうとする強みがある。過去にも、すぐ動いて街路樹の再生指針や街路樹配置図をまとめたりできる市なので、公園樹の管理にもぜひそれをやってみて欲しい。その指針は街路樹の再生指針と同じく、技術者じゃなくてもわかる形が良い。市民と一体となって出来るという、モデル的な市町村でもある。
※THC測定装置（樹木内部欠陥簡易診断装置）
- ▷指定管理者の職員の中から改善したいという声があるので、それを市にあげていくと上手くいくのでは。
- ▷街路樹の管理は道路施設として道路担当でやるケースが多い中、街路樹と公園樹を一括で公園緑地課が管理しているのは恵庭市の特徴、もっと積極的に活かしたい。

【富永委員】

▷1本1本の樹木調査ではなく、デジタル管理、アプリ管理などを用いた樹木管理の仕組みを採用しては。

例) 三保の松原(静岡県)

▷街路樹の管理は、スマホからの写真送信でできる市民通報システムなどを採用しては。

例) 千葉県^{*}で採用

※LINEによる道路異状通報アプリ

▷恵庭市内の業者が分裂せずに、1つの協同組合としてまとまっている強みを活かすべき。

▷街路樹についても、今までの樹種をそのまま更新するのではなく、交互に違うものを植え、ひとつの害虫で全滅するようなことがないようにする、成長速度のばらつきなども許容できる、また、多様性も受け入れられる管理項目をつくっては。

【小磯副委員長】

▷管理の連携という点で、街路樹と公園樹の管理を一体的にマネジメントしていくような仕組みづくりを、これからの公園管理のあり方として委員会で検討していただけたら面白いと思う。

▷人口減少由来の公園マネジメントに、緑を効率的に管理する先進モデルになれるのでは。

【飯尾委員】

▷公園樹の指定管理者による管理は、市内を3分割して管理し、管理人が3日に1回の頻度で同じコースを回るように管理している。その際、街路樹については管理の対象外だが、管理業務における移動時に街路樹の異状などを発見した場合は、当組合の道路担当と情報は共有している。

④公園トイレの役割の見直し

【事務局(恵庭市)】

<公園トイレ整備状況、トイレの老朽化>

▷街区公園の誘致距離は半径250mであるが、地区によっては近距離の複数の公園にそれぞれトイレが整備されているところもあり、トイレの配置数としては多いと感じている。

▷85公園に91のトイレが設置されており、81公園が30年以上経過している状況であることから、トイレの老朽化も進んでいる。

▷トイレの維持管理(清掃、電気代、水道代など)の概算費用、年間約18.7万円/箇所
維持管理費用×91箇所=約1,700万円/年

▷トイレの更新(古いトイレを取壊し、新しいトイレを建てる)の概算費用は、約1,500万円/箇所の更新費用×91箇所=約13億円

<一時避難場所としての役割>

▷公園全体の73%は災害時の一時避難場所になっている。一時避難場所の指定において公園トイレが必須ではないことは確認しているが、果たしてトイレは必要か。

- ▷大規模な公園についてはトイレの洋式化とバリアフリー化を順次実施予定。小さな公園（街区公園規模）のトイレを今後どうしていくか検討していきたい。
- ▷昭和56年以前の旧耐震基準で建てられたトイレも多く、震度6以上の地震が発生した場合には倒壊する可能性もある。一時避難場所にトイレは必須では無い状況で、今後も既存不適合という現状を継続してよいのか。
- ▷公園トイレの必要性については、日常と非日常に分けて議論したい。
- ▷マンホールトイレを災害時のトイレとして備蓄する方向性も検討・議論したい。

<課題>

- トイレの老朽化と維持管理費用の増大により十分な維持管理ができず、サービス水準が低下している。
- 一時避難場所となる公園におけるトイレの必要は。
- 公園のトイレを今後残していくかどうか。

<論点>

- 公園トイレに求められる機能や役割が変化する中で、将来像はどうあるべきか。
- 実現可能な今後の公園トイレの維持管理はどうあるべきか。

<質疑応答（④公園トイレの役割の見直し）>

【平井委員】

- ▷和式トイレを使える子が今はほとんどいない。トイレが必要な時には子どもが家に帰ってくる。高齢者も和式トイレの使用は厳しいのでは。
- ▷公園のトイレはイタズラなどが起こりやすい場なので、アプリ等で随時報告できる仕組みをつくってみては。
- ▷災害時には避難所ではなく自宅で避難という流れもあるので、一時避難場所である公園のトイレが和式主体ならば、避難する人が少なくなることも想定される。
- ▷例えば、児童が頻繁に遠足で使う公園には洋式トイレを設置する、トイレの利用頻度が少ない公園からはトイレを無くすなど、優先順位を決めて整備と管理をしていく必要があるのでは。
- ▷街路樹や公園樹などの恵庭市の取り組みについて、進捗状況などをホームページや広報えにわで知らせることで、市民が自分の身近なところで行われている行政の取り組みがわかってくるのでは。

【黒崎委員】

- ▷公園に古いトイレがあることは、防犯の面からも逆にマイナス要因になるので、むしろ無い方がよいという意見もある。（特に女性に多いのでは。）
- ▷公園が開設時と比べると周辺環境が変化しており、コンビニや商業施設などトイレを対外的な利用に対応してくれている所も増えている。

【富永委員】

▷トイレのあり方は変わってきているので、変化を見極めながら、冷静に思い切った議論を進められて良いのでは。

例) コカコーラのネーミングライツを目的とした公園トイレの設置 (豊島区)

ハウスクリーニング業者が広告として、トイレクリーニングを無料で担当

トイレを災害グッズ置き場と併用 (壁には情報伝達のホワイトボードを付ける) など

<公園カルテについて>

【富永委員】

▷公園1つ1つに現状把握のために、人間の健康診断のようなカルテをつくる。

▷それに対しての処方箋を出していく。

項目 (案) :

- ・ 財産管理の水準 (主に恵庭市の利用者の裾のから見た水準)
- ・ 基本的な事項と付加価値事項
- ・ 相違工夫してどのように使っていきたいのか
- ・ 周辺情報 (人口統計と周辺環境と公共施設の有無、トイレの廃止の意向)

▷3年程度時間をかけても良いので、完成させていくのはどうか。

▷市民の利用、指定管理者のやること、行政がやること、3層を落とし込む。

▷工事費や修理履歴も一目でみられるようにしても良い。

▷最初はエクセルなどで構築することも可。最終的にはサーバーに入れて活用や、ホームページで発表できるようにするなど。

(3) 今後のスケジュール

令和5年11月28日 第1回目の委員会

↓

令和6年1月下旬 第2回委員会を開催予定

↓

試行・調査の概要、恵庭市公園施設長寿命化計画 (案)、
シンポジウムの開催内容

令和6年2・3月 第1回シンポジウムを開催予定

↓

委員会の内容、検討事項を市民に共有

令和6年5月 第3回委員会を開催予定

↓

公園の試行・調査内容の決定

令和6年12月 第4回委員会を開催予定

↓

公園の試行・調査の中間報告

令和7年度 第5回～第7回委員会

最終的に委員会としての意見を提言書として取り纏めて市長に提言

その後、提言の内容を広く市民に周知するため、第2回シンポジウムを開催予定

(4) 第2回委員会の審議事項

次回審議事項の確認

- ・ 試行・調査等の実施について（案）
- ・ 恵庭市公園施設長寿命化計画の策定について
- ・ シンポジウムの開催について

8. その他

次回の委員会の日程

- ・ 令和6年1月30日（火） 13：30～（確定）

9. 閉会



恵庭市公園のあり方等検討委員会 (第2回)

目次（1）

1. 第1回委員会の概要

2. 試行・調査の実施について

(1) 試行・調査の目的

(2) 試行・調査の実施項目

①共通

①-1 公園加付の作成（P15~17）、①-2 公園の変化を通報するシステムの試行（P18）

②公園利用者ニーズ

②-1 公園ごとの人口動態・推計調査（P19）、②-2 公園ごとの周辺環境調査（P20）、

②-3 モデル公園における利用ルール緩和の試行（P21~23）

③管理運営の担い手拡大

③-1 市域住民が主体となる組織の活動の現状調査（P24）、③-2 公園管理器具貸出制度創設の検討（P25）、③-3 サウンディング型市場調査の実施（P26）、③-4 企業と地域のマッチング（P27）

④公園における安全・安心の確保

④-1 地域と取組む公園樹管理の試行（P28）、④-2 アプリによる公園樹管理の試行（P29）、④-3 みどりのステーション制度（P30）、④-4 モデル公園におけるデザイン統一（P31）、④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応（P32~37）

⑤公園トイレの役割の見直し

⑤-1 公園トイレの利用実態調査（P38~40）、⑤-2 公園トイレの改修効果の検証（P41~42）、⑤-3 公園トイレの必要性に関するアンケート調査（P43）、⑤-4 一時避難所のトイレの必要性検証（P44~45）、⑤-5 ネーミングライツに関する調査（P46）

目次（2）

3. 公園施設長寿命化計画（案）について

4. シンポジウムの開催について

5. 今後のスケジュールについて

6. 第3回委員会の審議事項

（1）シンポジウムの開催について（総括）

（2）試行・調査の実施について

（3）今後のスケジュールについて

1. 第1回委員会の概要

■日時 令和5年11月28日（火）13:00~16:00

■場所 恵庭市役所 第二庁舎 2階 大会議室

■出席者（五十音順、敬称略）

【委員】飯尾 真樹、北林 優、黒崎 暁子、小磯 修二（副委員長）、
椎野 亜紀夫（委員長）、富永 一夫、平井 梓

【オブザーバー】石川 啓貴[web]

【事務局】恵庭市ほか

■欠席者（敬称略）

【委員】東庄 儀幸

■議 事

- （1）恵庭市の現状と課題
- （2）恵庭市が抱える都市公園の課題
- （3）今後のスケジュール
- （4）第2回委員会の審議事項

■配布資料

資料1 恵庭市公園のあり方等検討委員会 名簿

資料2 恵庭市公園のあり方等検討委員会設置要綱

資料3 恵庭市公園のあり方等検討委員会（第1回）資料

（参考）都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 提言(令和4年10月) 4

1. 第1回委員会の概要

検討項目	1. 利用者ニーズの変化に対応した公園運営のあり方		2. 誰もが快適に過ごせる公園管理のあり方										
	公園利用者ニーズの多様化への対応	管理運営の担い手の拡大	公園における安全・安心の確保	公園トイレの役割の見直し									
背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、周辺環境の変化、利用者ニーズの多様化などに対応できず、全ての公園が画一的な基準により運営されている。 ○利用者や地域の意向を勘案した利用調整が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の参画は、除草・花壇管理など限定的である。 ○地域住民を主体とした組織の高齢化により、活動への協力団体が減少している。 ○地域住民と民間事業者が連携した運営のあり方について検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽の管理が不十分、安全面や防犯面などの問題が多く、管理指針などもない。 ○サインなどのデザインが不統一、安心感を与えられていない。 ○SDGsやグリーンインフラなど公園機能の変化への対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレの老朽化と維持管理費用の増大により、十分な維持管理ができず、サービス水準が低下している。 ○一時避難場所となる公園におけるトイレの必要は。 ○公園のトイレを今後残していくかどうか。 									
論点	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の都市公園の望ましい運営の方向性はどうか ○多様なニーズに対応するため、公園の柔軟なルールづくりの方向性は 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が主体となる組織の活動の現状と促進の方策はどうか ○民間事業者のCSR活動やパークPFIなど地域と民間による運営の可能性は 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の緑の役割を踏まえ、緑の管理の方向性はどうか ○サインの統一による安心の提供やSDGs、グリーンインフラへの対応をどのようにすべきか 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園トイレに求められる機能や役割が変化する中で、将来像はどうか ○実現可能な今後の公園トイレの維持管理はどうか 									
試行・調査(案)	<ul style="list-style-type: none"> ≫ 公園カルテの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園ごとのカルテを作成。 ・「管理の水準」「利用の水準」×「基本事項」「付加事項」のマトリックスを用いた整理 ≫ 公園の変化を通報するシステムの試行 <ul style="list-style-type: none"> ・市職員の公用スマートフォンを活用した公園通報システムを試行。 試行結果の評価を行い、その後の運用を検討する。 ○公園ごとの人口動態、推計調査 ○公園ごとの周辺環境調査 ○モデル公園における利用ルール緩和の試行 	<ul style="list-style-type: none"> ○全都市公園を対象としたサウンディング型市場調査の実施による可能性調査 ○市内企業と地域組織とのマッチングの試行 	<ul style="list-style-type: none"> (例) マトリックスを用いた整理 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>管理の水準</th> <th>利用の水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木管理方法の見直し ・トイレ清掃手法の見直し など </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平時の公園利用 ・災害時の公園利用 など </td> </tr> <tr> <td>付加事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の催しと連動した除草などの管理 ・CSR活動による除草 など </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・Park-PFIによる魅力向上 ・体験活動の充実 ・テレワークへの活用 など </td> </tr> </tbody> </table> ○モデル公園における公園樹剪定・伐採やサインデザインの統一などの試行 ○緑のステーション制度など他自治体事例の検証と試行 		管理の水準	利用の水準	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木管理方法の見直し ・トイレ清掃手法の見直し など 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の公園利用 ・災害時の公園利用 など 	付加事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の催しと連動した除草などの管理 ・CSR活動による除草 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・Park-PFIによる魅力向上 ・体験活動の充実 ・テレワークへの活用 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用実態調査 ○必要性に関するアンケート調査 ○一時避難所におけるトイレの必要性検証と、災害時に求められる機能などの精査
	管理の水準	利用の水準											
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木管理方法の見直し ・トイレ清掃手法の見直し など 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の公園利用 ・災害時の公園利用 など 											
付加事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の催しと連動した除草などの管理 ・CSR活動による除草 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・Park-PFIによる魅力向上 ・体験活動の充実 ・テレワークへの活用 など 											

1. 第1回委員会の概要

恵庭市が抱える都市公園の課題

(1) 利用者ニーズの変化に対応した公園運営のあり方

①利用者ニーズの多様化への対応 に関する意見

- 社会のニーズや常識・変化に対応していけるよう、余白の部分を残し、未完成であり続ける柔軟さも計画の中に入れていくと良いのでは
- 市内をエリア分けして、それぞれのエリアに目的別の公園を配置しては
- ハード整備時は整備後5年、10年で見直す可能性があることも地元へ伝えたくて整備しては
- 土地特性を踏まえた公園のあり方を議論していくことが重要
- 全国画一的な公園とは異なる、かなり思い切った提案もありでは
- 子ども、またその親も含めて、安心して利用できる公園、理想としては親がいなくても遊べるような場になれば良いのでは

など

1. 第1回委員会の概要

恵庭市が抱える都市公園の課題

(1) 利用者ニーズの変化に対応した公園運営のあり方

②管理運営の担い手の拡大 に関する意見

- 公園管理を町内会か指定管理者の2択にするのではなく、市民・民間企業の手も多用する。遊びや利用と管理とがミックスされたような意味での管理形態というものを生み出してみても
- 自治体は絶対にダメなラインを伝えるだけの関わりで良い。グレーゾーンを活かす
- 公園管理に使う道具を貸出するには、貸出すものも最新の機械であれば女性も楽に作業できる
- 公園管理作業をイベント化して、子どもが楽しみながらWin-Winの関係で管理することもありでは

など

1. 第1回委員会の概要

恵庭市が抱える都市公園の課題

(2) 誰もが快適に過ごせる公園管理のあり方

①公園における安全・安心の確保 に関する意見

- 樹木の管理について、時間をかけて独自の基準を作られては
- 危険木等の報告の基準を明確に設ける必要があるのでは
- 街路樹と公園樹の管理を一体的にマネジメントしていくような仕組みづくりを委員会で検討できたら面白いと思う
 - ※一般的には街路樹と公園樹の管理は別の部署
- 1本1本の樹木調査ではなく、デジタル管理、アプリ管理などを用いた樹木管理の仕組みを採用しては
- 人口減少由来の公園マネジメントに、緑を効率的に管理する先進モデルになれるのでは
- 恵庭市内の業者が分裂せずに、1つの協同組合として纏まっている強みを活かすべき

など

1. 第1回委員会の概要

恵庭市が抱える都市公園の課題

(2) 誰もが快適に過ごせる公園管理のあり方

②公園トイレの役割の見直し に関する意見

- ・和式トイレを使える子が今はほとんどいない。高齢者も和式トイレの使用は厳しいのでは
 - ・利用者の多い公園には洋式トイレを設置する、トイレの利用頻度が少ない公園からはトイレを無くす等、優先順位を決めて整備と管理をしていく必要があるのでは
 - ・公園に古いトイレがあることは、防犯の面から逆にもマイナス要因になるので、むしろ無い方が良いという意見もある
 - ・公園開設時と比べると周辺環境が変化しており、コンビニや商業施設などトイレの対外的な利用に対応してくれている所も増えている
 - ・トイレのあり方は変わってきているので、変化を見極めながら、冷静に思い切った議論を進められて良いのでは
- ※ネーミングライツ、清掃業者の清掃力PRに活用など など

1. 第1回委員会の概要

第1回委員会質問事項 補足説明

(1) 街区公園再整備計画における対象公園の選定方法は？

- 下記①～④のすべての条件を満たす20公園を対象に、公園利用者数※や経過年数、地域要望など計7項目を点数化し、合計点の高い公園から順に再整備を実施しています。

※公園利用者数はKDDI Location Dataにより推計

- ① 整備または再整備が完了した日から30年が経過
- ② 恵庭市地域防災計画における一時避難所に指定
- ③ 定期点検結果において劣化判定CまたはDとなった施設の割合が50%超
- ④ 他事業との連携が検討されている公園以外の公園

恵庭市街区公園
再整備計画
(令和6年1月一部改定
恵庭市)



1. 第1回委員会の概要

第1回委員会質問事項 補足説明

(2) 洋式トイレの整備状況は？

- トイレが整備されている都市公園 86か所（都市公園全体の約54%※）

※ トイレが整備されている都市公園数86か所 ÷ 全都市公園数158か所

うち	洋式トイレあり	10か所	(12%)
	和式トイレのみ	76か所	(88%)

- 公園緑地に整備されている多目的トイレの数 7か所

- 公園緑地に整備されている大便器の数 156器

うち	洋式便器	18器	(12%)
	和式便器	138器	(88%)

2. 試行・調査の実施について

(1) 試行・調査の目的

- ①第1回委員会でご議論いただいた論点を整理するため、各試行・調査を実施し、課題解決を目指します。
- ②試行・調査を実施したもののうち、高い効果が発揮されるものについては、全市的に水平展開していきます。
- ③第3回委員会（令和6年5月頃開催予定）で試行・調査の内容について最終確認いただき、第4回委員会（令和6年12月頃開催予定）で取組状況の中間報告、第5回委員会（令和7年8月頃開催予定）で試行・調査結果の最終報告としたいと考えています。

2. 試行・調査の実施について

(2) 試行・調査の実施項目

- ① **共通**
 - ①-1 公園カルテの作成 (P15~17)
 - ①-2 公園の変化を通報するシステムの試行 (P18)
- ② **公園利用者ニーズの多様化への対応**
 - ②-1 公園ごとの人口動態、推計調査 (P19)
 - ②-2 公園ごとの周辺環境調査 (P20)
 - ②-3 モデル公園における利用ルール緩和の試行 (P21~23)
- ③ **管理運営の担い手拡大**
 - ③-1 市域住民が主体となる組織の活動の現状調査 (P24)
 - ③-2 公園管理器具貸出制度創設の検討 (P25)
 - ③-3 サウンディング型市場調査の実施 (P26)
 - ③-4 企業と地域のマッチング (P27)
- ④ **公園における安全・安心の確保**
 - ④-1 地域と取組む公園樹管理の試行 (P28)
 - ④-2 アプリによる公園樹管理の試行 (P29)
 - ④-3 みどりのステーション制度 (P30)
 - ④-4 モデル公園におけるデザイン統一 (P31)
 - ④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応 (P32~37)

2. 試行・調査の実施について

(2) 試行・調査の実施項目

⑤ 公園トイレの 役割の見直し

- ⑤-1 公園トイレの利用実態調査 (P38~40)
- ⑤-2 公園トイレの改修効果の検証 (P41)
- ⑤-3 公園トイレの必要性に関するアンケート調査 (P43)
- ⑤-4 一時避難所のトイレの必要性検証 (P44~45)
- ⑤-5 ネーミングライツに関する調査 (P46)

2. 試行・調査の実施について

①-1 公園カルテの作成

都市公園法により作成が義務付けられている公園台帳には、各公園の“**固定の情報**”が記載されています。

【参考】都市公園法施行規則抜粋

(都市公園台帳)

第十条 都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。

2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 所在地

三 設置の年月日（既設公園については、公園又は緑地として設置された年月日）

四 沿革の概要

五 敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の有する権原

六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 工作物であるものについては、その構造

ハ 建築物であるものについては、その建築面積

ニ 運動施設については、その敷地面積

ホ 法第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物、同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物及び同条第七項に規定する滞在快適性等向上公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

八 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

九 主要な占用物件についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 構造

ハ 建築物であるものについては、その建築面積

ニ 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日

十 公園一体建物の概要

2. 試行・調査の実施について

①-1 公園カルテの作成

一方で、「利用者ニーズの変化に対応した公園運営」や「誰もが快適に過ごせる公園管理」の実現には、公園ごとの立地条件や周辺環境、人口動態、固有のニーズなどの“**流動的な情報**”を把握し、記録・共有する仕組みが必要不可欠となります。

公園カルテは“**流動的な情報**”を把握し、市と指定管理者が共有する仕組みであり、この仕組みの試行により、上記課題の解決につなげていけるのかを検証します。

【参考】流動的な情報とは？

■財産管理に着目

パトロールやトイレ清掃、除草、樹木管理、施設点検など

■利用水準に着目

ボール遊びなどの遊び方や夏祭りなどのイベント、災害時の利用など

2. 試行・調査の実施について

①-1 公園カルテの作成

ひがし公園カルテ (案)			公園名とその公園のテーマを記載		
～住民を主体とした桜の公園づくり～					
	財産管理の水準		公園利用の水準		
基本事項	R5.12.26	公園パトロール(園内清掃含む)【週1回】	R5.12.26	乳幼児の遊び、犬の散歩、お年寄りの気分転換に利用	
	R5.12.26	トイレ清掃【週1回】	R5.12.26	ボール遊びに利用(防球フェンス有)	
	R5.12.26	草刈回数【年4回(5～9月)】	R5.12.26	災害時の利用(一時避難所)	
	R5.12.26	樹木の管理【危険なもののみ対応】	R5.12.26	お祭り(夏・冬)に利用	
	R5.12.26	毎年定例で盆明けに指定管理者で草刈【夏祭り用】	R6.1.4	冬期間、道路除雪の雪置き場に利用	
	R6.1.9	遊具の管理【法定点検1回/年】			
	R6.1.9	施設の管理【点検1回/10年】 ※公園パトロールにて適宜確認 対象：防球フェンス、外柵石、看板、標識、四阿、ベンチ、手摺、トイレ、水飲場、公園灯			
	現時点で 公園財産として管理するための管理行為の内容 (市・指定管理者の作業) ※憶測で書かないこと			現時点で 市民(個人・法人・団体など)が 公園を利用するときの主な内容	
付加価値事項	R5.12.26	町内会活動による草刈(助成金)。【年3回以上(5～9月)】	R5.12.26	町内会で桜を植栽し鑑賞利用。	
	R5.12.26	町内会活動によるごみ拾い。(春・秋の年2回)			
	R5.12.26	町内会で桜を植樹。(町内会発足60周年記念植樹)			
	現時点で、公園財産として管理するために付加価値的に発生している、 市民(個人・法人・団体など)が実施する管理行為の内容 (市・指定管理者の作業ではない) (例：町内会のごみ拾い)			この枠には基本的に記載がない。 市民(個人・法人・団体など)が活動を思いついて 発生すれば記載 数年経ってそれが当たり前になれば左下へ移動という枠	
周辺情報	人口動態(R4.9現在) 【島松地区】		周辺施設		
	<p> 【島松地区】 年少人口(0～14歳)：現在 892, 10年後 738, 20年後 546 生産年齢人口(15～64歳)：現在 2,503, 10年後 2,886, 20年後 2,901 高齢人口(65歳以上)：現在 4,481, 10年後 3,774, 20年後 3,303 </p> <p> 【恵庭市全体】 年少人口(0～14歳)：現在 8,704, 10年後 6,798, 20年後 5,934 生産年齢人口(15～64歳)：現在 41,865, 10年後 39,622, 20年後 34,388 高齢人口(65歳以上)：現在 19,762, 10年後 21,635, 20年後 23,907 </p>		290m	しままつスマイル保育園	
	備考			小学校区 島松小学校(1100m)	
				関連町内会 島松東町町内会	
				当該公園を利用してくれ そうな周辺施設を記載	
				小学校区(距離)を記載	
				関連町内会を記載	

5年程度で更新。
(国勢調査の周期)
地区単位で標記。
(例：島松地区など)
数値化して説明がしやすいように。
備考欄には、地区内での開発行為等、局所的な動きを記載しニーズの把握に努める。

2. 試行・調査の実施について

①-2. 公園の変化を通報するシステムの試行

LINEを活用し、公園内の異常を気軽に情報提供してもらおう仕組みを構築します。また、異常だけではなく、“○○公園の花がきれい”や“■■公園にこんな変わった虫がいた”など、ポジティブな投稿もいただき、公園の魅力向上に繋げていきます。

ポジティブな投稿のうち、映えるものを選定。インスタで恵庭市公式アカウント(フォロワー8000人超)から投稿、(フォロワー増のため)積極的に公園の魅力を発信してくれる方が出てきてくれれば◎

R6から運用開始予定の恵庭市公式LINEアカウントのイメージ画



2. 試行・調査の実施について

②-1 公園ごとの人口動態、推計調査

恵庭市人口ビジョン2019（令和元年12月改定 恵庭市）や恵庭市年齢別人口調べ、恵庭市町名別人口調べなどを活用し、公園ごとの人口動態を把握します。

各公園における周辺人口の変化を公園カルテに記録することで、公園ごとの特色やニーズを的確に捉え、計画的な公園運営に繋がります。

公園カルテ（案）抜粋



※各公園の周辺人口の定義や基準年、更新の頻度などについては要検討

恵庭市人口
ビジョン2019
(令和元年12月改定
恵庭市)



恵庭市の人口
・人口の推移
・年齢別人口
・町名別人口
・人口動態



2. 試行・調査の実施について

②-2 公園ごとの周辺環境調査

- 恵庭市内の幼稚園・保育所が、園外活動において近隣の都市公園をどのように利用しているのか、アンケート調査ならびにインタビュー調査を通じてその実態を明らかにします。
- また、公園施設等に関する要望や、公園利用における安全上の懸念事項等についても把握し、子育ての場としての都市公園の利用向上に向けた提案を行います。
- 上記調査・提案は、公立大学法人札幌市立大学への依頼（受託研究）を想定しています。

【参考】

認可保育園2 認定こども園14
地域型保育4 企業主導型保育事業所（認可外）1



2. 試行・調査の実施について

②-3 利用ルールの緩和

少子高齢化、周辺環境の変化、利用者ニーズの多様化などに対応できず、全ての公園が画一的な基準により運営されている現状を踏まえ、地域が望む柔軟なルールづくりを試行します。

公園でできることが増えると、公園に対する愛着が増し、市民協働の推進にもつながるものと考えられます。

モデル公園については、公園における地域の取組状況などを踏まえ、地域の協力が得られる公園を選定して、取組を進めます。

2. 試行・調査の実施について

②-3 利用ルールの緩和

ルール緩和(案)	補足
自転車が行き通じる公園	恵庭公園、恵み野南緑地などを想定
子どもの自転車練習ができる公園	かつら公園の旧バスケットコート、中島公園トイレ前広場（旧パークゴルフ場）などを想定
花火やBBQなど火気が使用できる公園	曜日や時間帯を決めて許可？ 見回り等の協力が必要？ 恵庭ふるさと公園、中恵庭公園、恵庭中央公園、黄金曙公園などを想定
フリーマーケットが開催できる公園	中島公園、恵庭ふるさと公園、恵み野中央公園、桜町多目的広場などを想定
一息つける（たばこが吸える）公園	許可して場所を決めることで、ポイ捨てや受動喫煙を防止、利用者が増えて人の目を増やすことができる？
スケートボードやマウンテンバイクを楽しむ公園	騒音や危険行為などから苦情の多い遊びができるように、条件に合う公園を選定しアイテム設置
ボール遊びを充実させた公園	ボール遊びは苦情が多いが、ネットなど整備し、あえて充実させることで近隣の理解を得る
ナイトコンシェルジュを用いた夜の公園散歩	夜の公園利用は騒音やマナー違反などから苦情も多いが、園路をライトアップするなど、使われ方を変化させると良いのでは。 恵庭ふるさと公園、中島公園、恵み野中央公園、恵み野北・南緑地などを想定

2. 試行・調査の実施について

②-3 利用ルールの緩和

ルール緩和(案)	補足
犬を放し飼いにできる公園	面積が広くスペースに余力がある公園を選びフェンス設置 こどもが少ない早朝7時まではノーリードOKなど フェンス無しが理想
ウィンタースポーツができる公園(スキー・スノーボード・そりすべり)	冬場の公園を利活用 地形的に高低差のある調整池兼用の公園や雪入れしていない公園を想定
ドローンを飛ばせる公園	ネットを張る、恵み野中央公園にて隣接する専門学校とのコラボレーションなど
キッチンカーが集う公園	公園はキッチンカーとの相性が良い 中島公園、桜町多目的広場など広さにゆとりがある公園を想定
バスケットができる公園	騒音による苦情が多く、ほとんどのバスケットゴールは過去に撤去されてしまったが、条件にあう公園を選定し、ゴールを設置 夜間禁止や時間帯で使用年齢を分けるなどをルール化することで対応できないか

2. 試行・調査の実施について

③-1 地域住民が主体となる組織の活動の現状調査

- 公園では、夏祭りなどのイベントや公園美化活動助成金を活用した除草など、地域住民が主体となる組織(以下「町内会等」という。)の様々な活動が行われているが、全体像を把握できていません。
- 町内会等へのアンケート調査、指定管理者へのヒアリングを実施し、公園で実施されている活動を把握し、問題点や課題を整理した上で、管理運営の担い手の拡大を含めた今後の活動促進の方策を検討します。

アンケート調査の実施【対象】町内会等 【内容】公園での活動内容など

ヒアリング調査の実施【対象】指定管理者【内容】公園使用許可の状況など

問題点・課題の抽出

アンケート調査、ヒアリング結果を分析し、問題点・課題を抽出

活動促進方策の検討

問題点・課題を分析し、活動促進の方策を検討

2. 試行・調査の実施について

③-2 公園管理器具貸出制度創設の検討

- 公園の除草作業で使用する刈払機や自走式草刈機などを貸し出す制度を創設することで、公園美化活動助成金事業（年3回の草刈り）に取り組む団体が増加していくことを目指します。
- また、ロボット草刈機についても導入の可能性を検討します。

恵庭市
(指定管理者)

貸出用器具の確保・メンテナンス

○刈払機

○自走式草刈機

○熊手・レーキ

○ごみ袋・軍手

など

貸与

公園美化活動助成事業
実施団体（町内会等）

貸与された器具により除草・
集草作業を実施

○除草器具の購入・保管・メンテ
ンスに伴う負担の軽減

○新規団体の活用ハードルの低下

恵庭市（指定管理者） ロボット草刈機の導入可能性の検討

○先進事例の把握 ○試験施工の実施 ○導入費用の精査 ○運用方法の検討

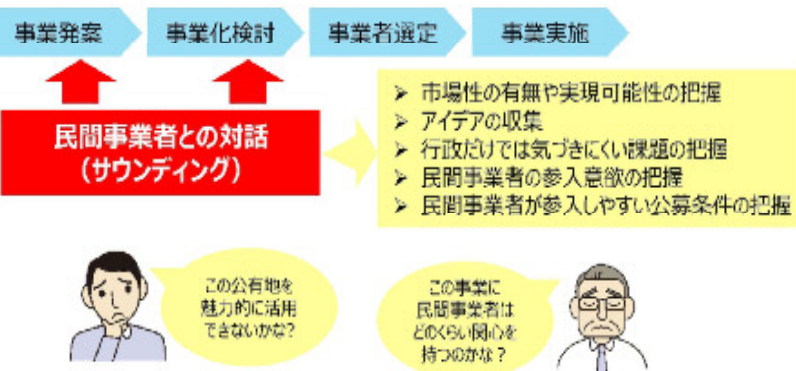
2. 試行・調査の実施について

③-3 サウンディング型市場調査の実施

- これまでに3件のPark-PFI事業を実施、Park-PFI事業者が公園の管理運営の担い手として活動しています。
- Park-PFIなど官民連携の推進は、管理運営の担い手の確保にも有効だが、恵庭市の都市公園の事業可能性について把握できていません。
- すべての都市公園を対象としたサウンディング型市場調査を実施し、Park-PFI事業を含む官民連携の可能性について検証します。

サウンディングとは

- ◆ 民間事業者との意見交換等を通じ、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査



サウンディング実施の流れとポイント



参考文献：地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（平成30年6月作成 令和元年10月更新 国土交通省総合政策局）

2. 試行・調査の実施について

③-4 企業と地域のマッチング

- 地域住民が主体となる組織の公園における活動は衰退してきている。
- 一方で、地域で経済活動を営む企業のCSR活動は、一定規模で継続的に行われています。
 - ※例：イベントなどへのパン等の提供（山崎製パン（株））
公園施設（遊具）の更新（（株）けいしん水道設備）
公園樹の剪定・伐採（（株）玉川組） など
- 公園の管理運営の担い手としての企業の可能性について検討します。
- 意向把握にはアンケート調査と個別ヒアリングを併用し、最終的には地域住民が主体となる組織とのマッチングを実施します。

アンケート
調査

対象は、
商工会議所
会員企業
約1,100社

個別
ヒアリング

アンケート調査
で可能性が確認
できた事業者に
個別ヒアリング
を実施

マッチング

個別ヒアリン
グの結果を踏
まえ、地域と
のマッチング
を実施

2. 試行・調査の実施について

④-1 地域と取組む公園樹管理の試行

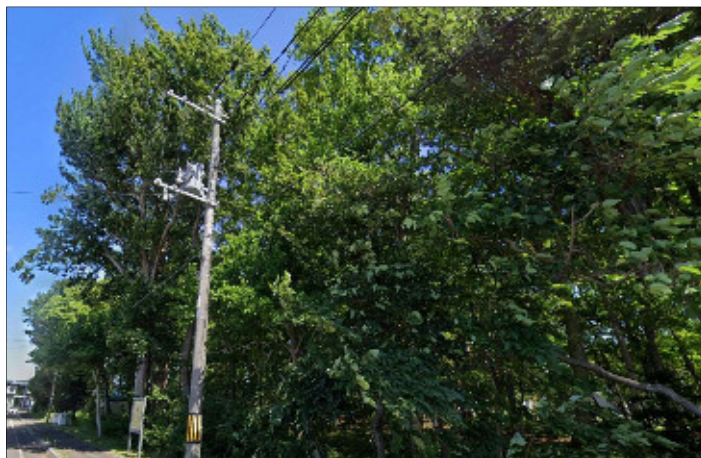
町内会、樹木医などの有識者、指定管理者、市などが合同で現地を確認し、剪定・伐採など作業後のイメージを共有する。

共有後は、それぞれが実施できる範囲で公園樹管理を実施することで、公園樹の適切な管理の実現、地域の公園に対する愛着の形成の同時実現を目指した取組とする。

〈作業例〉 高木の枝払い、低木のトリミング など

〈フォロー例〉 作業機械の貸出し、助成金の交付など

モデル公園として想定している「あさひ公園」の様子。樹木が繁茂し鬱蒼とした印象を受ける。



2. 試行・調査の実施について

④-2 アプリによる公園樹管理の試行

第1回委員会でご提案のあった、アプリを使った公園樹管理について調査し、メリット・デメリットを整理した上で、導入の可能性について検証します。

■三保まつしらべ（静岡市）

ご自身のスマートフォン等にアプリをダウンロードすると、松原内で松原のデータベースにアクセスし、目の前のマツの情報（太さや高さ）を調べたり、自分でお気に入りのマツを登録したり、マツの異変を通報することができます。

■公園樹診断システム(公園樹Note) （株）公園マネジメント研究所

公園樹診断システム(公園樹Note)は、スマートフォン・タブレットで公園の樹木点検・診断を効率化するシステムです。

「国土交通省 平成29年9月 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準拠しています。

2. 試行・調査の実施について

④-3 みどりのステーション制度

「花のまちえにわ」の様々な活動を今後も継続的に支えるため、都市公園などの敷地の緑だけでなく、市民のご家庭から出た枝や雑草についても、公園内で受け入れする取組を実施します。

指定管理者や地元町内会、市などが連携して進めることとし、地域と取組む公園樹管理の試行と併せてあさひ公園での実施を検討します。

みどりのステーション

<石狩市の実例>

石狩市では、みどりのリサイクル事業として、みどりのステーションにて収集した「せん定した枝葉」や「草花」等を土へリサイクルすることにより、ごみの減量化や循環資源として利用を進めています。



対象と出し方

対象と出し方	 せん定した木の枝 長さ 100cmまで 幹(直径)20cmまで 天然繊維のひもで束ねてください。	
	 草花 落ち葉 透明・半透明の袋に入れる 草花以外のものは入れないでください。	
	絶対混ぜないで! 木の根 木の板 生ごみ	
	出す場所 「みどりのリサイクル」の看板の前に出してください みどりのリサイクル	

2. 試行・調査の実施について

④-4 モデル公園におけるデザイン統一

「サインのデザインを統一することによって、利用者に安心感を与えることができるのか」を検証します。まずはサイン種別ごとに目的にあった大枠のデザイン(色味や配置・ロゴなど)を決め、その後にモデル公園を選定して、試験的に設置することを検討します。なお、サインのデザインについては、公立大学法人 札幌市立大学への依頼(協力要請)を想定しています。

<武蔵野市の事例(デザインの統一)>

出典：吉祥寺のまとめサイトきちまめ (<https://kichi-mame.com/park-rules/>)



公園のイメージ(特徴)ごとに色分け



公園ごとに決められたルールを記載 31

2. 試行・調査の実施について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■SDGsとは

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。2030年までに持続可能でよりよい世界を築くため、17の目標・169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 試行・調査の実施について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■取組事例（SDGs）

○公益財団法人 東京都公園協会

- ・令和3年4月1日にSDGs宣言
- ・売店で使用している包材をプラスチック製から植物由来や紙製資材に変更
 - ⇒化学物質や廃棄物による大気、水、土壌への放出の削減
- ・使用する電気を再生可能エネルギー100%に切り替え
 - ⇒CO2排出量ゼロの実現を目指す

など

○公益財団法人 名古屋市みどりの協会

- ・「これからの公園とSDGsの取り組み」を公開
- ・安心・安全（健康・福祉）、観光・活力・景観、子育て・教育、環境・生物多様性、交流・協働、防災・危機管理の6つに分類し、具体的な取組を方針を明示

2. 試行・調査の実施について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■グリーンインフラとは

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラ推進戦略2023の概要

別添2

- グリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改訂し、新たな「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定。
- 本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、**官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトイン**することを目指し、**国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ**。



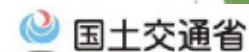
※TNFD=(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 自然関連財務情報開示タスクフォース

2. 試行・調査の実施について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■ 取組事例（グリーンインフラ）

6. まちづくりにおけるグリーンインフラの取組①



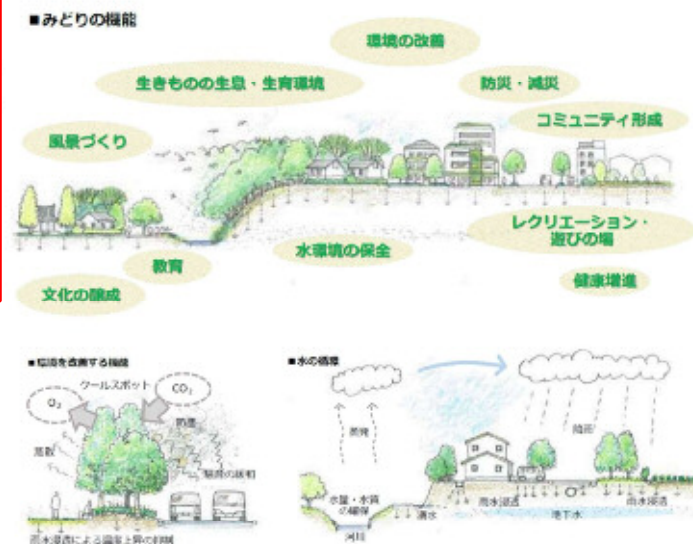
○ 一部の地方公共団体では、都市全体から住戸単位まで様々なスケールの都市空間（公園緑地、農地、水環境、道路、建築物、庭等）において、行政・住民・事業者等の様々な主体が関わりながら、グリーンインフラがもつ多様な機能を生かし、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高めるまちづくりを計画的に推進。

緑の基本計画に位置づけている例（世田谷区）

＜世田谷区みどりの基本計画 2018年度～2027年度＞

・多面的かつ複合的な機能を有するみどりを、人間や生きものの生存や暮らしを支え、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める、街づくりに欠かせない重要な社会基盤（グリーンインフラ）と位置づけ、みどりの量の確保、みどりの質の向上、区民との協働の側面から、総合的にみどりづくりを進めていくこととしている。

■ 計画における「みどり」



（「世田谷区みどりの基本計画 2018年度～2027年度」より引用）

- ・ みどりの基本計画における位置づけ
- ・ 都市空間全体を対象とした計画的な取組の推進

2. 試行・調査の実施について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■ 取組事例（グリーンインフラ）

- ・ 恵庭市公園美化活動助成金による除草
- ・ 恵み野中央公園におけるアナベルの植栽

6. まちづくりにおけるグリーンインフラの取組②

国土交通省

○ 地域住民による緑地の維持管理や農作業等の体験、ウォーキングなどの多様な活動により、都市部における地域コミュニティの形成が図られるとともに、心身の健康維持や健康寿命の延伸・社会保障費の削減に寄与

地域住民による緑地の管理・体験

＜みつけイングリッシュガーデン(新潟県見附市)の取組＞

- ・約120人規模の市民ボランティアグループ「ナチュラルガーデンクラブ」によって運営



連続した緑地空間を活かした活動

＜草津川跡地公園(滋賀県草津市)の取組＞

- ・天井川であった草津川の付け替えに伴い、全長約7kmの河川跡地を緑地として順次整備
- ・市街地から琵琶湖までの緑軸として、多様な活動拠点を整備し、人々の活動を促進



＜都市農業の取組＞

- ・市民農園・コミュニティ農園として、地域住民が農作物栽培の体験をしながら協力して緑地を管理



農業体験農園(練馬区)

コミュニティ農園(国立市)
(出典)くいちら はたけたんぼ

低未利用空間を活用した緑地の創出

＜北加賀屋みんなのうえん(大阪市)の取組＞

- ・住宅地の低未利用空間をコミュニティ農園として整備



10

次期指定管理（R6-R10）の自主事業、一部花壇の市民農園化に関する提案あり

2. 試行・調査の実施について

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

■ 取組事例の調査研究

- ・ 誰が、いつ、どのように取組んでいるのかに着目
- ・ 地方自治体のSDGsやグリーンインフラに対する方針などについて確認する必要あり

■ 恵庭市（全体）の姿勢や考え方

- ・ 恵庭市の総合計画や総合戦略などにおけるSDGsやグリーンインフラに対する姿勢や考え方を確認

■ 既存の取組との関係

- ・ 都市公園における既存の取組とSDGsやグリーンインフラとの関係の整理

■ 今後の対応

- ・ 都市公園としてSDGsやグリーンインフラに今後どのように対応すべきか検討

2. 試行・調査の実施について

⑤-1 公園トイレの利用実態調査

- 今後の公園トイレのあり方を検討する上で、現実的にどれくらいの公園利用者等が利用しているのか把握する必要があります。
- 一方で、すべての公園トイレの利用実態を把握することは困難であることから、令和6年度に街区公園の改修設計を実施する2公園（どんぐり公園、チビッコ公園）を対象に調査を実施します。

どんぐり公園（街区）
昭和60年3月供用開始
A=0.24ha



チビッコ公園（街区）
昭和58年3月供用開始
A=0.26ha

- 調査は、札幌市が実施する「公園トイレ利用者数調査業務」に準じた方法で実施します。

2. 試行・調査の実施について

⑤-1 公園トイレの利用実態調査

■ 調査項目

① 公園トイレ利用者数

トイレを利用した延べ人数を計測する。

② 公園利用者数

別紙様式に基づき、1時間に1度(正時)、その時点に公園内にいる人数を計測する。

■ 調査回数

・ 1公園あたり、以下のとおり計8回とする。

～夏休み期間以外(～9/19)：平日2回、休日(土日祝)2回の計4回

～夏休み期間(7/26～8/19)：平日2回、休日(土日祝)2回の計4回

■ 調査時間

・ 午前6時から午後5時までとする。

■ 調査期間

・ 原則、業務着手日から9月20日までの期間とする。

2. 試行・調査の実施について

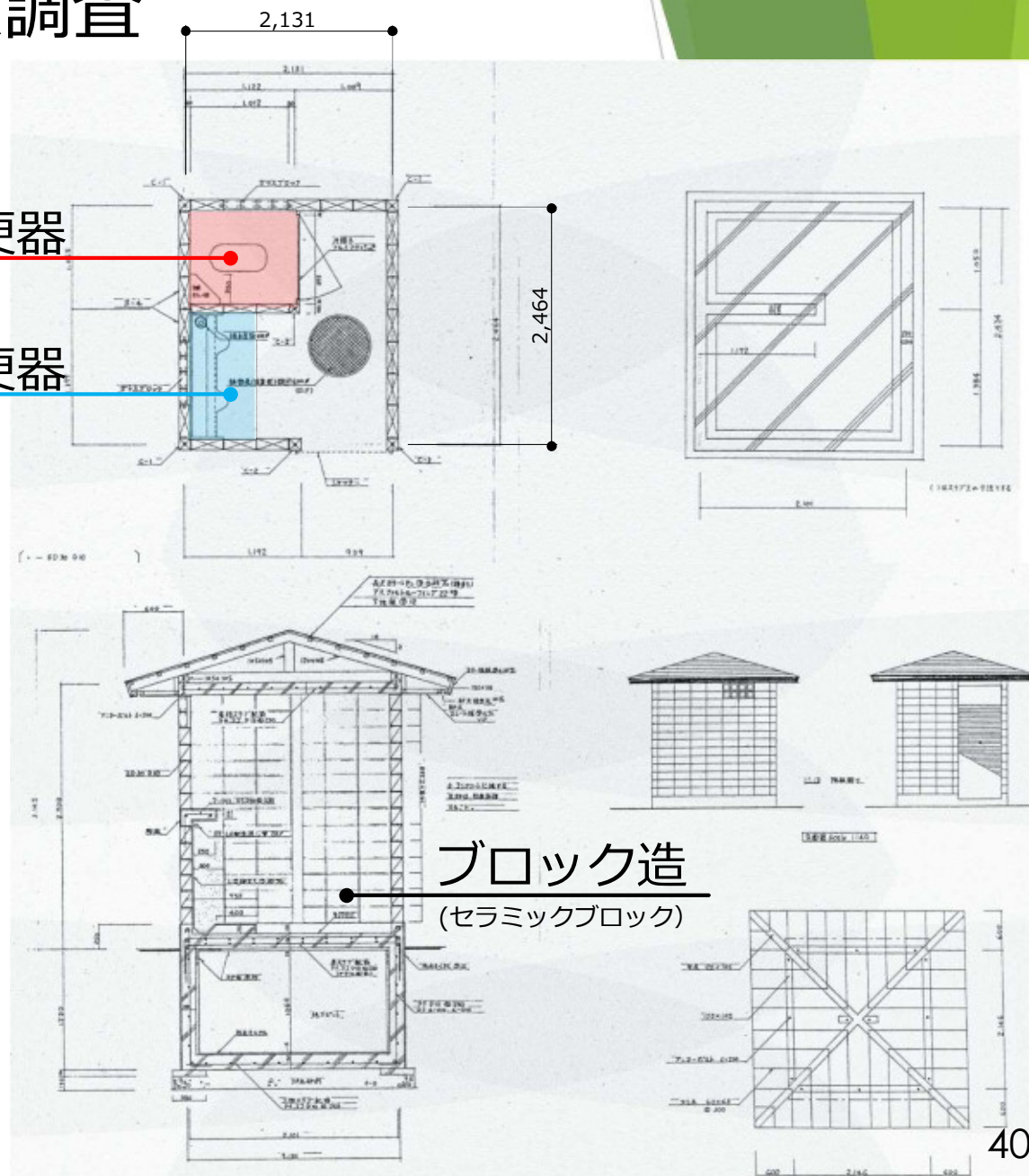
⑤-1 公園トイレの利用実態調査

どんぐり公園トイレ
(昭和60年3月供用開始)



大便器

小便器



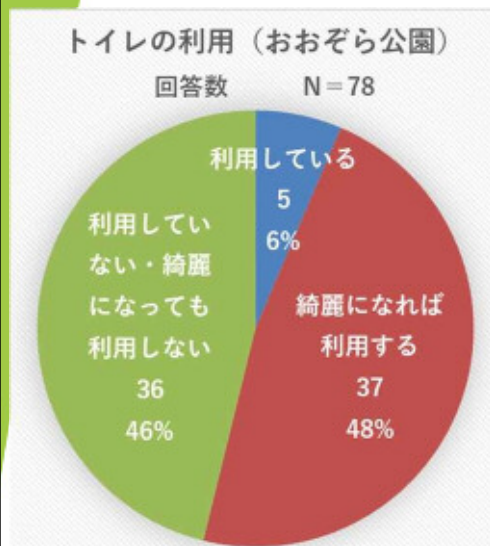
2. 試行・調査の実施について

⑤-2 公園トイレの改修効果の検証

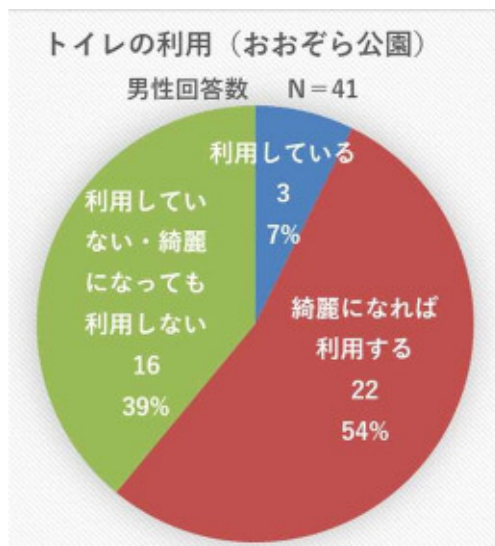
おおぞら公園で実施したアンケート結果より、トイレが「綺麗になれば利用する」と回答した人は約半数（48%）を占めています。

公園のトイレを利用していますか？

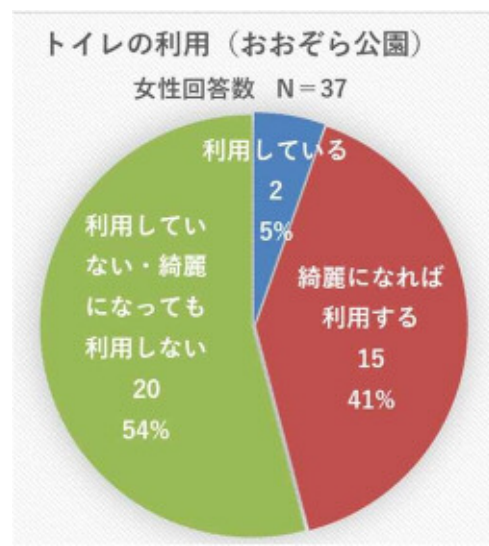
<全回答>



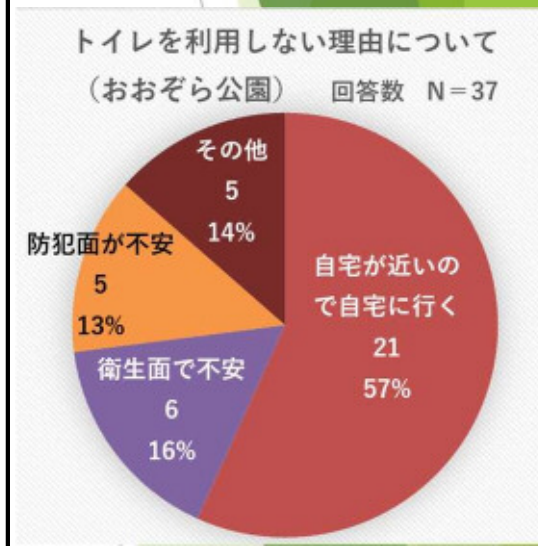
<男性>



<女性>



公園のトイレを利用しない理由は？



現状では6%の利用者しか利用していない。

公園トイレが「綺麗になっても利用しない」と回答した割合は、女性の方が多い。

過去にもトイレが臭いという意見が寄せられている。

2. 試行・調査の実施について

⑤-2 公園トイレの改修効果の検証

どれくらい“綺麗”になれば利用が増えるのか？

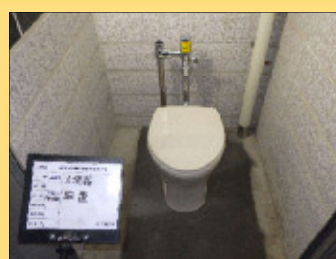
- ・ 衛生器具（洋式化）や屋根塗装など補修・修繕？（100万円程度）

屋根・破風・外壁・軒天塗装、シャッター交換、大便器更新（洋式化）、手洗器更新

着工前



完成



- ・ 毎日清掃したら？
- ・ 建替えが必要？（費用1,500万円）

まずは、令和5年度に実施した「100万円規模の改修」の前後の利用者数の変化を確認。 ※上下水道使用量で変化で推計

100万円規模の改修を実施することで、利用促進が図られているのか、効果検証したい。

2. 試行・調査の実施について

⑤-3 公園トイレの必要性に関するアンケート調査

全市民を対象に公園トイレの必要性に関するアンケート調査を実施。公園トイレの老朽化が進む中、現在のトイレを全て更新していくことは困難。

他自治体でも公園トイレ数の見直し(廃止の検討)を行う自治体が増えています。(札幌市、浜松市 など)

【参考】

札幌市：札幌市公園整備方針（令和2年3月 札幌市）

【公園トイレのあり方】

- ・ 街区公園等の小規模な公園のトイレは、利用の少ないトイレについて更新時に廃止を前提に検討する。また、基本的に新規設置を行わない。
- ・ 街区公園以外の公園のトイレは、必要に応じてその数や配置の適正化を図る。

浜松市：「公園トイレのあり方について」アンケート調査

- ・ 今後、利用が少ない公園トイレを廃止することについては、「廃止して良いと思う」が5割を超えている
- ・ 世代別にみても、全ての世代で「廃止して良いと思う」が最も多い回答

札幌市公園整備
方針【概要版】
(令和2年3月 札幌市)



「公園トイレの
あり方について」
アンケート調査(浜松市)



2. 試行・調査の実施について

⑤-4 一時避難所等のトイレの必要性検証

<緊急時の公園トイレの位置づけ>

恵庭市および近隣市において、一時避難所等指定の条件として公園トイレ設置の有無が考慮されている自治体は無い。

近隣市における一時避難所等の指定におけるトイレ設置の有無

市名	計画名	策定 (改定) 年月	一時避難所等の指定条件として トイレ設置の有無が設定されているか
恵庭市	恵庭市地域防災計画	R5.3	されていない（一時避難所）
札幌市	札幌市避難場所基本計画	R1	されていない（一時避難場所）
千歳市	千歳市地域防災計画	R3.12	されていない（指定緊急避難場所）
北広島市	北広島市地域防災計画・水防計画	R5.9	されていない（指定緊急避難場所）
江別市	江別市地域防災計画	R5.2	されていない（指定緊急避難場所）

※一時避難所等 一時避難所、一時避難場所、指定緊急避難場所

恵庭市
地域防災計画



札幌市避難場所
基本計画



千歳市
地域防災計画



北広島市地域防災
計画・水防計画



江別市
地域防災計画



2. 試行・調査の実施について

⑤-4 一時避難所のトイレの必要性検証

<一時避難所に指定されている公園トイレの老朽化>

一時避難所に指定されている公園トイレ . . . 71箇所
うち旧耐震基準（昭和56年以前）の公園トイレ . . . 15箇所



一時避難所等の指定と公園トイレ設置の有無は無関係？
⇒さらに他自治体の状況を確認する必要あり



一時避難所等の指定と公園トイレ設置の有無が無関係の場合、公園の機能としてトイレをどのようにしていくのか検討が必要

2. 試行・調査の実施について

⑤-5 ネーミングライツに関する調査

公園における安全・安心の確保に必要な費用を確保するため、他自治体で取組まれているネーミングライツ（公園の愛称を付与する命名権）について調査します。

北海道内では、夕張市（平和運動公園）や室蘭市（船場公園）、室蘭市（寿公園、高砂4丁目公園、高砂5丁目2号公園、栄公園など）などの事例があることから、各市へのヒアリングを実施し、恵庭市での実施の可能性について検証します。

なお、恵庭市は「恵庭市ネーミングライツの導入に関するガイドライン」が策定されていますが、他の公共施設も含めてネーミングライツの実績がありません。

3. 公園施設長寿命化計画（案）について

1. 長寿命化計画策定の概要と目的

恵庭市が管理運営する都市公園161箇所のうち、遊具やベンチなどの公園施設が整備されている129箇所については、約7割が開設（供用開始）から30年以上が経過しており、進行する施設老朽化に対応し、今後も安全・安心な公園施設の利用を確保していくためには、効果的な維持管理を行うことが必要不可欠となっています。

本計画は、遊具やベンチなどの公園施設が整備されている129箇所を対象に、公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用（長寿命化）に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減するとともに、その費用が特定の年度に集中して過度な負担とならないよう平準化を図ることを目的としています。

2. 計画期間 計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

3. 計画対象公園施設

計画の対象は、公園施設を有する都市公園129箇所に整備された施設のうち、街区公園再整備事業や公園灯柱更新事業などで整備を予定している施設を除いた3,075施設とします。

公園施設を有する都市公園の公園種別ごとの内訳

都市基幹公園 (箇所)	住区基幹公園 (箇所)			緩衝緑地等 (箇所)		合計 (箇所)
	総合公園	地区公園	近隣公園	街区公園	特殊公園	
2	2	8	87	3	27	129

計画対象公園施設の内訳

調査年度	対象 公園 (箇所)	遊戯 施設 (施設)	一般施設（施設）						建築物 (施設)	橋梁 (施設)	合計 (施設)
			園路 広場	修景 施設	休養 施設	運動 施設	便益 施設	管理 施設			
令和5年度	129	509	258	123	936	39	160	959	89	2	3,075
		650	281	237	939	76	313	1,375	92	2	3,965

※上段：計画対象公園施設 下段：公園施設を有する公園の全施設

4. シンポジウムの開催について

(1) 概要

目的：第1回シンポジウム（令和6年3月開催）

恵庭市の都市公園の現状と課題および恵庭市以外の都市公園等における先進的な取り組みの共有を目的とする。

【参考】第2回シンポジウム（令和7年度開催予定）

公園のあり方等検討委員会における議論や提言内容の共有を目的とする。

日時(案)：令和6年3月16日（土曜日） 14:00～16:00

場所(案)：北海道文教大学（恵庭市黄金中央5丁目196番地の1）

4. シンポジウムの開催について

(2) 開催内容

① **基調講演** (20分) 札幌市立大学 椎野 亜紀夫 氏

※ (仮題) 都市公園の現状と課題

② **講演** (15分) 一般財団法人地域活性化センター 富永 一夫 氏

※ (仮題) 都市公園の管理運営における現状と課題

③ **講演** (15分) 樹木医 黒崎 暁子 氏

※ (仮題) 都市公園の樹木管理における現状と課題

休憩 (10分)

④ **パネルディスカッション** (60分)

報告 (15分) 恵庭市建設部長 山下 宏治

※ 恵庭市における都市公園の現状と課題

(仮題) 都市公園のこれまでとこれから

モデレーター 北海道文教大学 小磯 修二 氏

パネラー 札幌市立大学 椎野 亜紀夫 氏

一般財団法人地域活性化センター 富永 一夫 氏

樹木医 黒崎 暁子 氏

恵庭市長 原田 裕

6. 第3回委員会の審議事項

(1) 試行・調査の実施について（実施方法等の確認）

① 共通

①-1 公園加付の作成、①-2 公園の変化を通報するシステムの試行

② 公園利用者ニーズ

②-1 公園ごとの人口動態・推計調査、②-2 公園ごとの周辺環境調査、②-3 モデル公園における利用ルール緩和の試行

③ 管理運営の担い手拡大

③-1 市域住民が主体となる組織の活動の現状調査、

③-2 公園管理器具貸出 制度創設の検討、③-3 サウンディング型市場調査の実施、

③-4 企業と地域のマッチング

④ 公園における安全・安心の確保

④-1 地域と取組む公園樹管理の試行、④-2 アプリによる公園樹管理の試行、

④-3 みどりのステーション制度、④-4 モデル公園におけるデザイン統一、

④-5 SDGsやグリーンインフラへの対応

⑤ 公園トイレの役割の見直し

⑤-1 公園トイレの利用実態調査、⑤-2 公園トイレの改修効果の検証、

⑤-3 公園トイレの必要性に関するアンケート調査、

⑤-4 一時避難所のトイレの必要性検証、⑤-5 ネーミングライツに関する調査⁵¹

6. 第3回委員会の審議事項

(2) シンポジウムの開催について（総括）

(3) 今後のスケジュールについて

恵庭市公園施設長寿命化計画（案）

【概要版】



令和 6 年 3 月

恵庭市建設部

公園緑地課

1. 長寿命化計画策定の概要と目的

恵庭市が管理運営する都市公園 161 箇所のうち、遊具やベンチなどの公園施設が整備されている 129 箇所については、約 7 割が開設（供用開始）から 30 年以上が経過しており、進行する施設老朽化に対応し、今後も安全・安心な公園施設の利用を確保していくためには、効果的な維持管理を行うことが必要不可欠となっています。

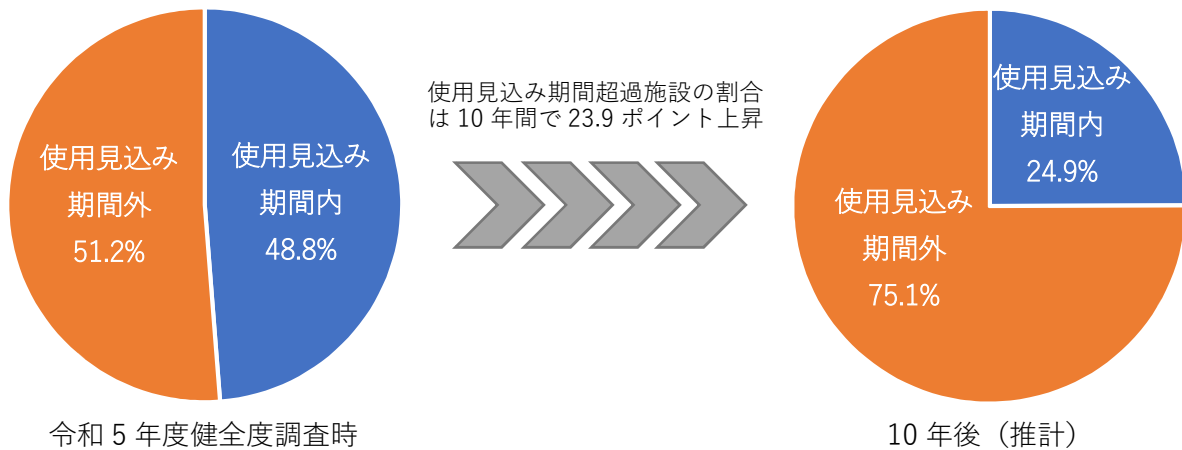
表 1：公園施設が整備されている都市公園の開設（供用開始）からの経過年数

経過年数		10 年未満	10～19 年	20～29 年	30～39 年	40 年以上	合計
都市公園	箇所数（箇所）	4	4	25	48	48	129
	割合（％）	3.1%	3.1%	19.4%	37.2%	37.2%	100%

令和 5 年度に実施した公園施設健全度調査の結果では、公園施設全体の 51.2%が使用見込み期間*を超過しており、このまま使用を続けると、10 年後には使用見込み期間を超過した公園施設が 75.1%まで増加します。

※使用見込み期間：公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のこと

図 1：使用見込み期間超過施設の割合



使用見込み期間を超過した施設であっても、関係法令等に基づき定期的実施される点検において「安全に利用できる施設」と評価されるものも多く、ただちに「使用禁止」となるわけではありませんが、安全・安心な公園施設の利用を継続的に確保するためには、定期的な点検と計画的な更新を実施し、適切に管理していく必要があります。

本計画は、遊具やベンチなどの公園施設が整備されている 129 箇所を対象に、公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用（長寿命化）に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減するとともに、その費用が特定の年度に集中して過度な負担とならないよう平準化を図ることを目的としています。

2. 計画期間

計画期間は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。

3. 計画対象公園施設

計画の対象は、公園施設を有する都市公園 129 箇所に整備された施設のうち、街区公園再整備事業、公園灯柱更新事業などで整備を予定している施設を除いた 3,075 施設とします。

表 2：公園施設を有する都市公園の公園種別ごとの内訳

都市基幹公園 (箇所)	住区基幹公園 (箇所)			緩衝緑地等 (箇所)		合計 (箇所)
	総合公園	地区公園	近隣公園	街区公園	特殊公園	
2	2	8	87	3	27	129

表 3：計画対象公園施設の内訳

調査年度	対象 公園 (箇所)	遊戯 施設 (施設)	一般施設 (施設)						建築物 (施設)	橋梁 (施設)	合計 (施設)
			園路 広場	修景 施設	休養 施設	運動 施設	便益 施設	管理 施設			
令和 5 年度	129	509	258	123	936	39	160	959	89	2	3,075
		650	281	237	939	76	313	1375	92	2	3,965

上段：計画対象公園施設 下段：公園施設を有する公園の全施設

【参考】公園施設の種類

遊戯施設	遊具	休養施設	四阿(あずまや)、ベンチなど	管理施設	照明灯、車止め、フェンス、園名板など
園路広場	園路、広場など	運動施設	野球場、テニスコートなど	建築物	管理棟、トイレなど
修景施設	噴水、藤棚など	便益施設	駐車場、水飲台など	橋梁	橋

4. 点検調査結果の概要

公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】(平成 30 年 10 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課) (以下、「国交省指針」という。)に基づき、有資格者^{*1}による健全度調査^{*2}を実施した結果、

- 安全に利用できる施設(健全度判定 A および B)が 2,271 施設(73.9%)
- 使用は可能だが早急に対策が必要な施設(健全度判定 C)が 652 施設(21.2%)
- 使用不可となった緊急に対策が必要な施設(健全度判定 D)が 152 施設(4.9%)

となりました。

*1有資格者：公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士および公園施設点検技士

*2健全度調査：現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査
恵庭市の公園遊具定期点検は、遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)等に基づき実施

表 4：健全度判定結果一覧

施設種別	施設数	健全度判定							
		A		B		C		D	
遊戯施設	509	35	6.9%	170	33.4%	205	40.3%	99	19.4%
一般施設	2,475	12	0.4%	1,984	80.2%	427	17.3%	52	2.1%
建築物	89	2	2.2%	66	74.2%	20	22.5%	1	1.1%
橋梁	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
施設全体	3,075	50	1.6%	2,221	72.3%	652	21.2%	152	4.9%

健全度判定※における評価基準は、以下のとおりです。

表5：健全度判定における評価基準

健全度	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持管理で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持管理での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。

「国交省指針」より抜粋

※健全度判定：健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行う。

【参考】公園施設の劣化状況（例）

柵の接合部	縁台の基礎部	掲示板の脚部
		
		

5. 計画策定の検討

(1) 公園施設の長寿命化のための基本方針

対象となる公園施設について、予防保全型管理または事後保全型管理に位置づけ、健全度調査の結果等をもとに計画的な維持管理を行います。

表6：予防保全型管理施設と事後保全型管理施設の管理方法

<p>予防保全型管理</p>	<p>施設の日常的な維持管理や点検を行うほか、計画的な補修（塗装）を行うことで施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせるよう管理する方法をいう。（遊具、シェルターなど）</p> 
<p>事後保全型管理</p>	<p>施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなる段階で撤去・更新を行う方法をいう。（ベンチ、外周柵など）</p> 

また、補修・更新を行う際の優先順位を決定するために緊急度を設定します。施設の緊急度は、「施設の健全度評価」と「施設の種類、条件」から下表に従って設定します。健全度評価がAまたはBの施設は「緊急度 低」となり、健全度評価Dの施設は「緊急度 高」となります。健全度評価Cの施設は、その施設が遊戯施設、もしくは遊戯施設以外で予防保全型管理施設に位置づけられており、かつ、その施設の設置からの経過年数が使用見込み期間の9割を超過していれば「緊急度 高」、それ以外の施設は「緊急度 中」と設定します。

表7：緊急度の判定

健全度評価	施設の種類		緊急度判定
	判定条件		
健全度 A	すべての公園施設		緊急度 低
健全度 B	すべての公園施設		
健全度 C	遊戯施設以外の施設		緊急度 高
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予防保全型管理施設 ■ 設置からの経過期間が使用見込み期間の9割を超過 		
健全度 D	遊戯施設		緊急度 高
	すべての公園施設		

(2) 公園施設の長寿命化に関する方針

公園施設の中でも安全確保が特に必要とされる遊具については、都市公園法^{*}に基づき毎年の定期的な点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

その他の予防保全型管理を行う公園施設についても、国交省指針で標準としている5年を目途に定期的な点検に努め、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

なお、街区公園の再整備など関連する事業が予定されている公園の施設については、当該年度にあわせて関連事業の中で長寿命化対策（補修あるいは更新）を行います。

※都市公園法第3条の2第1項、同法施行令第10条第2項、同法施行規則第3条の2第1項

(3) 日常的な維持管理に関する基本方針

日常の管理については、清掃や巡視を行う際に損傷や異常が見られた施設について修繕等を行い、利用者の安全が常に確保されるよう維持管理します。

6. 更新費用の検討

健全度評価および緊急度判定において、CおよびD（緊急度「中」または「高」）のすべての施設を更新対象とした場合、既に使用見込み期間を超過している施設の更新が1年目に必要となるため、計画初年度（令和6年度）の費用は約6億9,200万円、2年目（令和7年度）は約1億8,300万円、3年目（令和8年度）は約1,700万円となり、10年間の総額で約13億3,400万円の費用が必要であるとともに各年で費用の偏りが発生します。

そこで、緊急度に基づき更新する施設を再設定します。

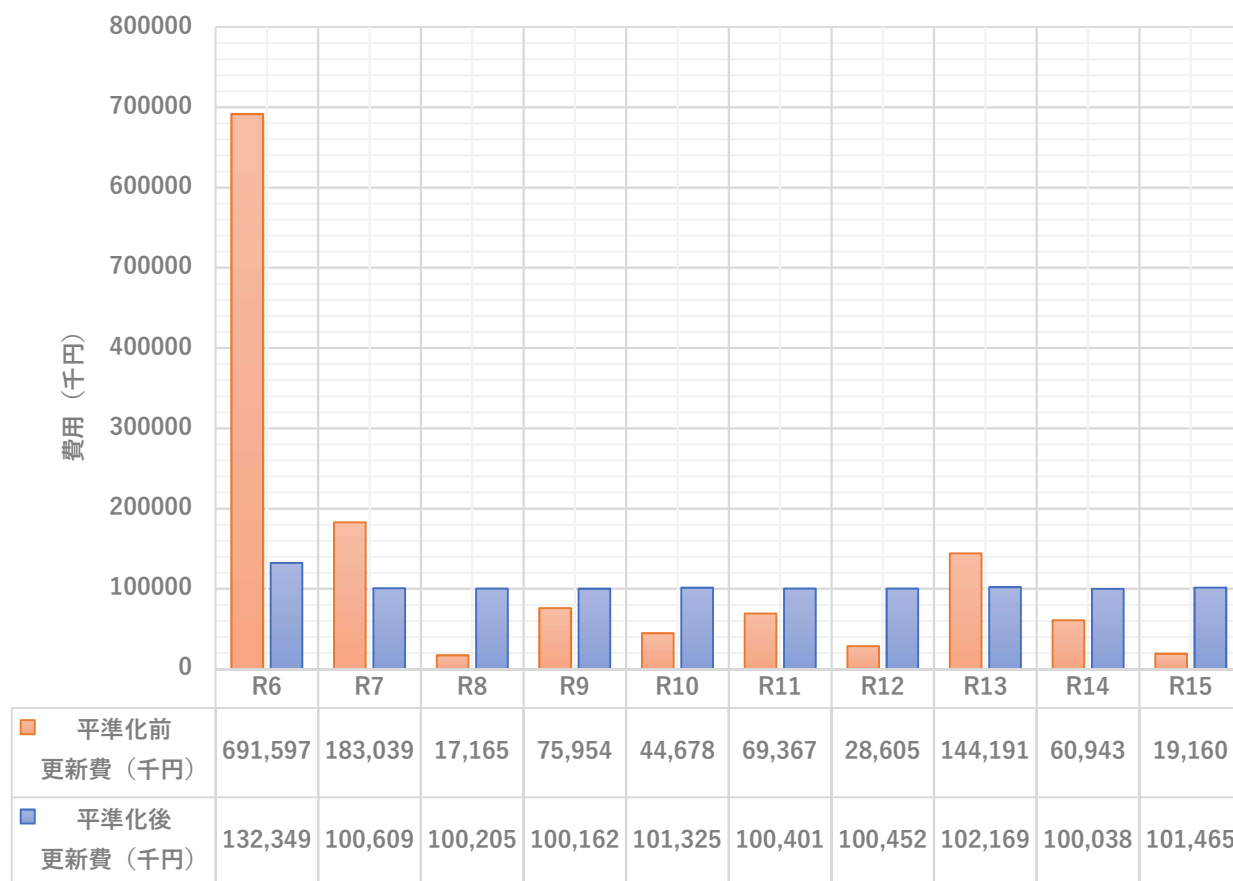
遊戯施設については安全確保の観点から最優先とし、一般施設においては調査点検結果にてD判定施設およびC判定施設で使用見込み期間を超えるものを優先します。

また、計画期間内に更新することのできない施設（車止めや境界柵、舗装など）については、予防保全型管理・事後保全型管理ともに更新年を計画期間外（令和16年度以降）とし、予防保全型については補修を実施していく中で経過観察していくものとします。

なお、経過観察していく中で、劣化が進行し補修もしくは更新が必要となった施設は、適宜計画を見直して対応することにより、安心・安全な施設の利用を確保していくものとします。

この考え方にに基づき、更新施設の優先順位を明確化した上で、実現可能な執行額を設定し、更新費用の平準化を図った結果、初年度（令和6年度）は約1億3,200万円、2年目（令和7年度）以降は毎年約1億円、10年間で約10億3,900万円を計画期間の費用とし、更新計画を策定します。

図 2：平準化前後の年度別費用



※平準化前更新費（総額）1,334,699 千円、平準化後更新費用（総額）1,039,175 千円

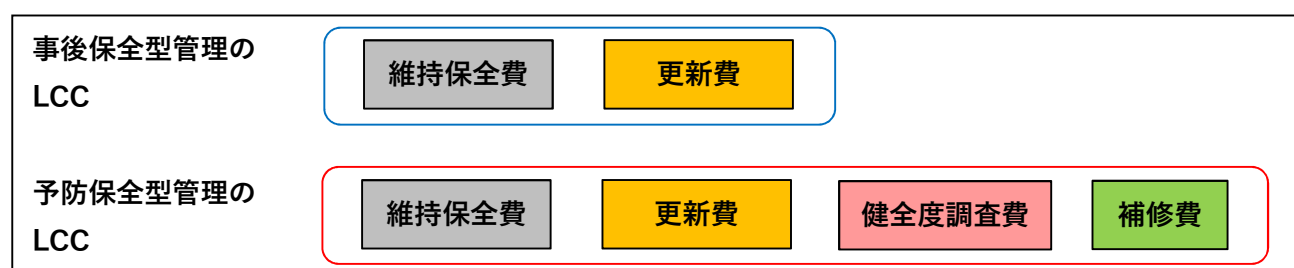
7. ライフサイクルコストの縮減効果

ライフサイクルコスト（以下、「LCC」という。）とは、公園施設の使用見込み期間中に発生する費用を指します。

事後保全型管理を行う公園施設では、使用見込み期間内の「維持保全費」「撤去・更新に関する費用（以下、「更新費」という。）の合計費用が LCC となります。

対して、予防保全型管理を行う公園施設では、使用見込み期間内の「維持保全費」「更新費」に加えて、長寿命化対策として定期的実施する健全度調査の「健全度調査費」と「補修に関する費用」の合計費用が LCC となります。

図 3：事後保全型管理と予防保全型管理の LCC の考え方



※維持保全費：維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計

※撤去・更新費：公園施設を取り換えたり、新しく作り直したりすることに要する費用

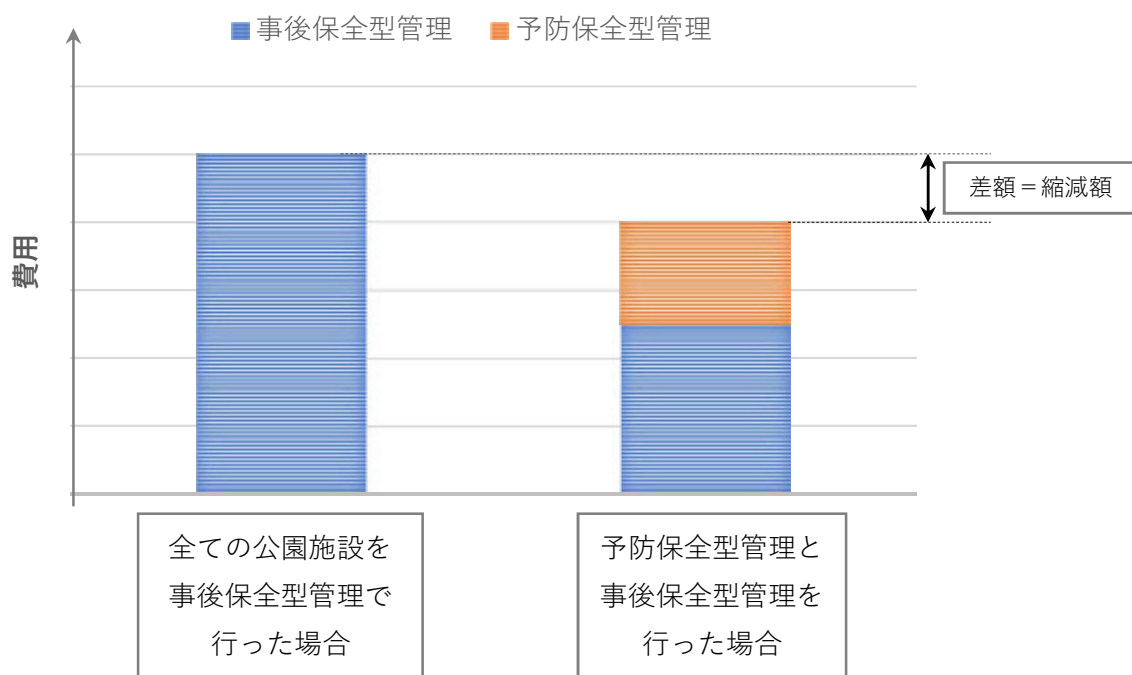
※補修費：予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換に要する費用

※健全度調査費：健全度調査に要する費用

長寿命化対策の実施の有無による差額が、LCC の縮減額となります。

長寿命化対策を実施することで LCC の縮減が図れる施設を、予防保全型管理を行う施設とします。但し、遊戯施設等劣化の進行による利用者の安全性への影響が大きい施設については、安全確保が最優先となることから、LCC の縮減効果に関わらず予防保全型管理を行います。

図 4：LCC 縮減のイメージ



予防保全型管理施設 820 施設のうち、国交省指針の規定に基づく対象外施設である遊戯施設 509 施設を除く 311 施設を対象に、LCC の縮減効果が認められた 155 施設の縮減額を合計すると、単年度あたり 4,922 千円の縮減が見込まれます。

事後保全型管理に分類した施設についても、日常点検および定期点検の結果に基づき、早期に施設の劣化を把握・補修することで施設の長寿命化が図られ、結果としてコスト縮減につながると考えられます。

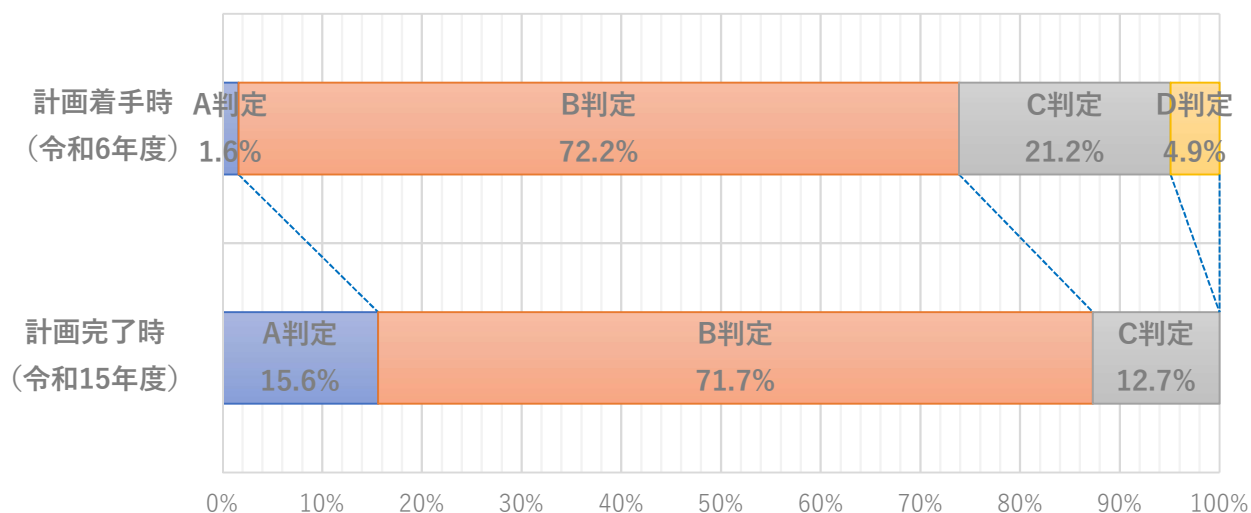
表 8：LCC 縮減額の算定

箇所数	対象施設数 (予防保全型管理)	単年度あたりの費用 (千円)		
		対策前	対策後	コスト縮減額
129	155	37,680	32,758	4,922

8. 本計画策定による効果

本計画に基づき、令和5年度の健全度調査時にC・D判定となっている施設を優先的に補修・更新することで、10年後にはC・D判定施設の割合が13.4ポイント減少し、A判定施設の割合が14.0ポイント増加します。

図5：本計画着手時・完了時の健全度判定比較



なお、計画完了時の「C判定」12.7%には、使用見込み期間を経過していない施設や更新費用が少額である施設などが含まれています。

本計画では計画完了時も「C判定」として整理していますが、指定管理者などが実施する維持管理により、これらの施設の補修や更新を進めます。

計画対象公園一覧 (1/3)

No.	種別	公園名	規模	位置	供用開始年	
1	2	総合公園	恵み野中央公園	11.10	恵み野北 3 丁目 9-1 番地,9-2 番地	S59
2		総合公園	恵庭公園	41.10	駒場町 901-1 番地	S51
3	2	地区公園	中島公園	5.80	中島町 3 丁目 1-3 番地	S63
4		地区公園	恵庭ふるさと公園	4.00	黄金中央 4 丁目 2	H4
5	8	近隣公園	こまば公園	1.20	駒場町 1 丁目 323 番	S51
6		近隣公園	あさひ公園	1.10	島松旭町 3 丁目 107・463	S57
7		近隣公園	わこう公園	1.20	和光町 1 丁目 68 番地	S61
8		近隣公園	テクノパーク中央公園	1.80	戸磯 385-28 番地	H2
9		近隣公園	さいわい公園	1.30	幸町 449-10 番地他	H6
10		近隣公園	かつら公園	1.00	島松本町 3 丁目 447 番地	H8
11		近隣公園	カリンバ自然公園	2.00	黄金南 6 丁目 1	H15
12		近隣公園	黄金曙公園	1.00	黄金南 3 丁目 15-10	H16
13	87	街区公園	ことぶき公園	0.05	島松寿町 1 丁目 13 番	S51
14		街区公園	こぶし公園	0.08	柏木町 549-92 番地	S57
15		街区公園	ひまわり公園	0.06	北柏木町 2 丁目 3	S57
16		街区公園	こまどり公園	0.03	黄金北 3 丁目 20 番 6	S60
17		街区公園	みどり公園	0.41	緑町 11 番地	S51
18		街区公園	さかえ公園	0.50	漁町 41 番地	S51
19		街区公園	もいざり公園	0.42	大町 2 丁目 235 番地	S51
20		街区公園	しらかば公園	0.20	大町 4 丁目 173 番地	S54
21		街区公園	めぐみ公園	0.16	本町 89 番地	S53
22		街区公園	さくら公園	0.48	桜町 1 丁目 7 番地	S51
23		街区公園	すみれ公園	0.27	緑町 88 番地	S55
24		街区公園	しままつ公園	0.98	島松寿 1 丁目 21 番	S51
25		街区公園	ひがし公園	0.38	島松東町 3 丁目 207	S51
26		街区公園	ときわ公園	0.25	島松本町 2 丁目 331	S55
27		街区公園	つくし公園	0.25	桜町 3 丁目 130 番地	S53
28		街区公園	くるみ公園	0.25	駒場町 5 丁目 619 番地	S56
29		街区公園	ふくずみ公園	0.23	福住町 3 丁目 11 番地	S51
30		街区公園	まなび公園	0.27	福住町 2 丁目 6	S51
31		街区公園	なかよし公園	0.16	福住町 1 丁目 16	S54
32		街区公園	かわぞえ公園	0.27	漁町 393 番地	S56
33		街区公園	かしわぎ公園	0.63	柏陽町 4 丁目 12 番地	H2
34		街区公園	みゆき公園	0.20	柏陽町 4 丁目 7-7	S51
35		街区公園	あかしや公園	0.35	柏陽町 1 丁目 9 番地	S51
36		街区公園	みかほ公園	0.39	柏陽町 1 丁目 22 番地	S51
37		街区公園	やよい公園	0.20	柏陽町 1 丁目 5 番地 1	S51
38		街区公園	いこい公園	0.12	黄金南 1 丁目 313-30	S54
39		街区公園	つつじ公園	0.58	相生町 249,和光町 3 丁目 373	S57
40		街区公園	あおば公園	0.23	有明町 3 丁目 493 番地	S57
41		街区公園	花の丘公園	0.26	恵み野西 3 丁目 2-15 番地	S57
42		街区公園	タイヤの丘公園	0.26	恵み野南 2 丁目 8-10 番地	S57
43		街区公園	アルプス公園	0.23	恵み野南 3 丁目 9-15 番地	S57
44		街区公園	こばと公園	0.12	北柏木町 1 丁目 286-16 番地	S57
45		街区公園	すみよし公園	0.27	住吉町 418 番地	S58
46		街区公園	あすなろ公園	0.27	有明町 2 丁目 319 番地	S58

計画対象公園一覧 (2/3)

No.	種別	公園名	規模	位置	供用開始年
47	街区公園	あおぞら公園	0.10	黄金北 2 丁目 6-5	S58
48	街区公園	ペリカン公園	0.25	恵み野北 5 丁目 3-13 番地	S58
49	街区公園	チビッコ公園	0.26	恵み野西 1 丁目 17-13 番地	S58
50	街区公園	ありあけ公園	0.37	有明町 5 丁目 755 番地	S59
51	街区公園	わんぱく公園	0.26	恵み野東 6 丁目 10-9	S59
52	街区公園	いずみ公園	0.16	島松東町 4 丁目 293 番地	S60
53	街区公園	どんぐり公園	0.24	中島町 6 丁目 9 番地	S60
54	街区公園	わかくさ公園	0.35	中島町 1 丁目 4 番地の 8	S60
55	街区公園	やなぎ公園	0.14	福住町 1 丁目 3	S61
56	街区公園	おおぞら公園	0.25	恵み野北 1 丁目 8-15 番地	S61
57	街区公園	ユカンボシ公園	0.25	和光町 4 丁目 526	S62
58	街区公園	はくよう公園	0.20	柏陽町 3 丁目 7 番地	S62
59	街区公園	あじさい公園	0.14	有明町 4 丁目 631 番地	S63
60	街区公園	さぼう公園	0.25	柏陽町 3 丁目 26 番地	S63
61	街区公園	みのしま公園	0.34	柏木町 354-2 番地	S63
62	街区公園	なかまち公園	0.15	島松仲町 2 丁目 171-2 番地	S63
63	街区公園	けいほく公園	0.30	幸町 414-28	H2
64	街区公園	いくみ公園	0.54	黄金北 3 丁目 14 番地	H2
65	街区公園	いちょう公園	0.26	黄金北 4 丁目 9 番地	H2
66	街区公園	たんぼぼ公園	0.20	黄金北 4 丁目 5-5 番地	H2
67	街区公園	あけぼの公園	0.17	島松東町 591-4 番地	H2
68	街区公園	もみじ公園	0.17	恵南 6-49 番地	H2
69	街区公園	けいおう公園	0.33	恵央町 15 番地の内	H3
70	街区公園	はまなす公園	0.54	島松寿町 2 丁目 32 番地	H3
71	街区公園	ひかり公園	0.15	柏陽町 3 丁目 211-15 番地	H3
72	街区公園	みなみ公園	0.10	島松寿町 2 丁目 40-2 番地	H4
73	街区公園	くさぶえ公園	0.13	中島町 1 丁目 15-1 番地	H5
74	街区公園	エルム公園	0.36	戸磯 531 番地	H5
75	街区公園	めぐみの森公園	1.10	恵み野北 6 丁目 3-3,3-4,3-6 番地	H5
76	街区公園	きのみ公園	0.10	北柏木町 1 丁目 16	H5
77	街区公園	かや公園	0.46	白樺町 18-1 番地	H5
78	街区公園	おうま公園	0.03	幸町 462-41 番地	H5
79	街区公園	むつみ公園	0.09	白樺町 13-59 番地	H5
80	街区公園	あしか公園	0.09	恵南 5-23 番地	H6
81	街区公園	ぶんきょう公園	0.34	文京町 1 丁目 120-12	H6
82	街区公園	ちょうちょ公園	0.08	恵み野東 7 丁目 7-55 番地	H7
83	街区公園	わらべ公園	0.14	島松寿町 2 丁目 15-11	H9
84	街区公園	すずらん公園	0.04	柏木町 343-12 番地他	H9
85	街区公園	さんかく公園	0.10	柏木町 337-43,341-9	H9
86	街区公園	なみき公園	0.23	本町 181 番 2,5,6,7,8,9,11	H25
87	街区公園	げんき公園	0.35	美咲野 1 丁目 16-8	H9
88	街区公園	おひさま公園	0.39	美咲野 3 丁目 16-249 番地	H11
89	街区公園	ひだまり公園	0.25	文京町 4 丁目 15-1 番地	H11
90	街区公園	こもれび公園	0.44	美咲野 2 丁目 102 番地	H11
91	街区公園	そよかぜ公園	0.25	美咲野 4 丁目 10-56 番地	H11
92	街区公園	ふじよし公園	0.04	黄金北 1 丁目 1-20	H12

87

計画対象公園一覧 (3/3)

No.	種別	公園名	規模	位置	供用開始年	
93	87	街区公園	ひので公園	0.34	美咲野 6 丁目 522-1 番地先	H11
94		街区公園	すこやか公園	0.25	黄金南 7 丁目 5	H16
95		街区公園	こがね公園	0.18	黄金中央 2 丁目 9-1	H16
96		街区公園	やすらぎ公園	0.25	黄金南 5 丁目 8-1	H17
97		街区公園	ほのぼの公園	0.25	黄金南 1 丁目 18 番地の 1	H19
98		街区公園	はるにれ公園	0.14	恵み野東 4 丁目 18-5	H27
99		街区公園	さとみ公園	0.74	恵み野里美 2 丁目	H27
100	3	特殊公園	中恵庭公園	2.27	上山口 18 番地	H4
101		特殊公園	柏木地区レクリエーション施設	1.60	柏木町 672 番地	S63
102		特殊公園	松鶴公園	1.00	漁太 282 番地	H9
103	都市緑地	漁川河川緑地 (福住町地先)	21.66	福住町 1 丁目 36 番地	S57	
		漁川河川緑地 (有明町地先)		福住町 1 丁目 36 番地	S60	
		漁川河川緑地 (黄金北)		黄金北 1 丁目 2 番地	H6	
		漁川河川緑地 (中島町)		中島町 2 丁目 4, 黄金北 1 丁目 2	H8	
		漁川河川緑地 (漁川パークゴルフ場)		黄金北 4 丁目	H6	
		漁川河川緑地 (桜つつみ区間①)		南島松 570~中島町 3 丁目 1	H10	
		漁川河川緑地 (交通公園裏)		牧場 495 番地先	S63	
104	都市緑地	恵み野南緑地	2.50	恵み野南 2-1-14, 南 1-1-5、南 4-1-3	S57	
105	都市緑地	恵み野北緑地	3.30	恵み野北 4-1-3~5, 恵み野東 7-8	S60	
	都市緑地	恵み野北緑地 (開拓記念公園)	3.30	南島松 194-1, 194-2, 157-3, 157-4, 157-5	S57	
106	都市緑地	カリンバ緑地	1.31	戸磯 47-5 番地	H2	
107	都市緑地	恵庭大橋季節の広場	0.10	南島松 827-1 地先	H2	
108	都市緑地	ふれあい広場	0.37	戸磯 541-1 番地他	H3	
109	都市緑地	柏陽緑地	0.43	柏陽町 1 丁目 1-2	H4	
110	都市緑地	すずめ公園	0.02	黄金北 2 丁目 2-1	H5	
111	27	都市緑地	あやめ緑地	0.62	戸磯 76-35 番地	H6
112		都市緑地	こくわ緑地	0.46	戸磯 76-2 番地	H6
113		都市緑地	北柏木南緑地	0.01	北柏木町 4 丁目 4 番地	H6
114		都市緑地	北柏木西緑地	0.19	北柏木町 4 丁目 3-1 番地	H6
115		都市緑地	北柏木北緑地	0.28	北柏木町 5 丁目 4-1 番地	H6
116		都市緑地	恵み野ポケットパーク	0.03	恵み野 7 丁目 5-8 番地	H6
117		都市緑地	茂漁川河川緑地	0.04	柏木町 382-1 番地	H11
118		都市緑地	さわやか広場	0.02	島松寿町 1 丁目 10-6 番地	H8
119		都市緑地	おはよう広場	0.04	島松寿町 1 丁目 28-2 番地	H8
120		都市緑地	ユカンボシ川河川緑地	0.97	駒場町	H14
		都市緑地	ユカンボシ川河畔公園彫刻広場		駒場町 5 丁目 657-1 番地	H14
121		都市緑地	柏木リバーサイド緑地	0.05	柏木町 382-1 の内, 382-7	H13
122	都市緑地	黄金ポケットパーク	0.03	黄金南 7 丁目 18-8	H16	
123	都市緑地	桜町多目的広場	4.91	桜町 4 丁目 73-1, 192-4	H17	
124	都市緑地	柏陽西 1 号緑地	0.06	柏陽町 3 丁目 194-76	H22	
125	都市緑地	柏陽西 2 号緑地	0.09	柏陽町 3 丁目 194-88	H23	
126	都市緑地	戸磯南 1 号緑地	0.14	戸磯 2011	R3	
127	都市緑地	戸磯南 2 号緑地	0.22	戸磯 2013, 2014, 2015, 2016	R3	
128	都市緑地	あいおい広場	0.05	相生町 1 丁目 604-2	R3	
129	都市緑地	西島松 1 号緑地	0.10	西島松 90-17、90-18	R3	

恵庭市公園のあり方等検討委員会（第1回）

国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園利用推進官 石川 啓貴 氏

○公園利用者ニーズの多様化への対応

ご紹介いただいた都市公園新時代にもあるとおり、このような検討をしていただけることは国としても大変ありがたく受け止めております。

公園毎のオーダーメイドになるので、こうすれぱうまくいくということは中々難しいところですが、社会実験等を積み上げて形にしていくしかないかなと思います。

どこの公園からやるかについては、主に将来の人口動態（公園周辺の利用者層、メッシュデータの分析がベター）、周辺の土地利用、周辺住民のニーズを踏まえて決めていくのかなと思いました。

○管理運営の担い手の拡大

都市公園新時代の事例で西東京市をご紹介していますが、指定管理の業務として住民のコーディネーターが位置づけられております。

貴市における指定管理者の業務がどのようになっているか分かりかねますが、このような業務を指定管理者に求めることを

業務としてしっかり位置づけることも一案かと思えます（指定管理料の増加要因になってしまうとは思いますが…）。

○公園における安全・安心の確保

ご承知かもしれませんが、国の方でも「樹木の点検・診断に関する指針（案）」を出しておりますので念のため。

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000109.html



グリーンインフラについては、総合政策局の環境政策課が官民連携プラットフォームと連携して実践ガイドを最近公表しましたので参考になれば幸いです。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000302.html

実践ガイドのほか、従来から事例集や技術集なんかもまとめて周知に取り組んでおります。



○公園トイレの役割の見直し

最後のトイレの方までは参加できなかったのですがどのような議論になったのか分かりかねますが、首都圏では以下の記事が結構話題になっておりますのでご参考まで。

（ご承知のとおり建蔽率は条例で規定できるので、一部誤認があります）

<https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20230616a.html>



